

第六章 幕末・維新期の高槻

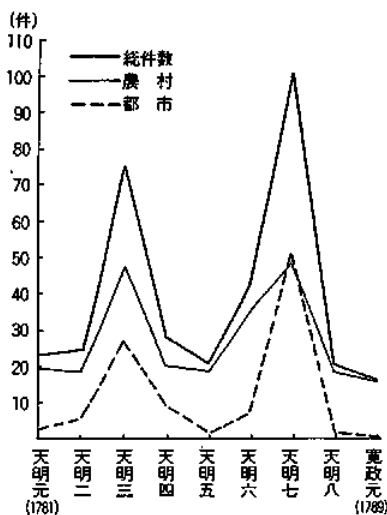
第一節 一揆・国訴と大塩の乱

富田村 江戸時代も半ばをすぎると各方面に、社会の矛盾がいつせいに現われ、さしも強固と思われの強訴 近世社会にも解体の兆しが表面化する。「そろりそろりと天下のゆるゝ兆も御座有べきや、実に国を持給ふ主様方の御用心時に御座候」と書きのこしたのは米沢藩医藥科貞祐であるが、それは関東諸国を席捲した明和元（一七六四）年の伝馬騒動直後のことである。

このうち天明七（一七八七）年六月、松平定信が老中首座にすわり、改革がはじまるが、定信は翌八年五月靈巖島吉祥院に一命をかけて心願し、「下々困窮、御威信御仁徳行届かず、人々解体仕候義に御座候はば、只今之内に私死去仕候様」にと願っている。政権の座にすわった定信その人が、「安堵静謐」を必死で願わなければならないほど、前年（天明七年）には江戸をはじめ、全国に一揆・打ちこわしの波がひろがった。

この年全国の村や町で、一〇〇件余の一揆・打ちこわしが起こっているが、富田村でも民衆のたたかいが

図26 天明期の一揆・打ちこわし



注『日本経済史を学ぶ』(下)より。

あった。翌八年の大坂町奉行での判決記録によると、その経緯はつぎのようであった。

天明七年は全国的に凶作で、富田村でも麦の凶作にくわえ、稲穂も実入りが悪く、小堀数馬代官所下の農民たちは代官に年貢減免を願い出た。庄屋・年寄が代表して、京都の小堀役所に出願したところ、小百姓たちの中に、自分たちの願書を取り上げられないかもしれないから、我々も直接京都へ願い出ようという出ずまりがあった。直訴しようというわけであるが、最初にこの動きは東岡町百姓たちの間ではじまり、永照寺境内に集まった。その後他町ものこらず寄り合い、相談し、行動しようということになった。判決文では東岡町百姓五兵衛の倅惣七が、イニシアティブをとり、同町の善七、小坂町七兵衛らが他町への参加をよびかけたのである。このようにして集合した村民たちは、小堀役所に直訴すべく山城国久世村の河原まで進んだ。そ

の後の行動は判決文になにも記されていないため不明だが、小堀役所の動きもあって、多分引き戻すことを余儀なくされたものと推測される。通常は村役人がこのような小百姓たちの直接訴願(強訴)は不法として、抑えこむことが多いが、この時は村役人不在のこともあって、急速に京都への訴願が行われた。しかも出訴中の留守、火の番を同村青山領の百姓が引きうけていることから、幕領百姓ぐるみの行動であったと思われる。

表77 富田村打ちこわしの主な被処分者一覧

町名	人名	量刑	備考
東岡町	惣七衛	死罪	病死
小坂町	嘉兵衛	遠島	〃
勘蔵町	新七衛	〃	〃
小勘蔵町	七衛	追放	〃
	喜兵衛	中	〃
	利兵衛	〃	病死
	孫兵衛	〃	〃
	佐兵衛	〃	〃
	源右衛門	〃	〃
	久兵衛	〃	〃
	平右衛門	〃	〃
東岡町	善七	手鎖	〃
西垣内町	市助	預け	〃

注)「富田村打毀し等吟味評議書控」(近世179)による。

原料として米を確保している酒屋に、米の廉価販売や救恤を要求してたかうことが共通してみられ、それでもなお要求に応じない酒屋は打ちこわされている。当地の場合も、このように推定される。

このときの強訴と打ちこわしへの処分は、大坂町奉行所で行われ、最終的に評定所の評議をうけた。主だった被処分者は一三名で、その処分内容は別にかかげた。大坂での判決に対し、江戸の評定所では各地の一揆に対する処分例(現在の判例にあたる)をひきながらその量刑を審査し、刑が確定された。善七と市助はその結果、手鎖五〇日から三〇日、手鎖から村預けにそれぞれ減刑されている。それよりも注意すべきは、江戸の評定所で刑が確定するまでに病死しているもの多さである。若壮年の人間がこんなにも揃って、一年の

富田村の騒動には京都への集団訴願と並行して、村内での打ちこわしが起こった。打ちこわされたのは重右衛門・忠蔵の両名と酒屋たちであった。打ちこわしたとして処分されているのは、強訴をおしすめた人たちである(表七)。忠蔵は「小百姓を侮る雑談」をしたため、その報復を小百姓たちからうけたようだ。重右衛門については、その原因がわからない。酒屋を打ちこわすことは、この年の一揆には多く、口丹波地方や播州多可郡では酒屋騒動がおこっている。凶作、米価高で困った人たちが、酒造

内に病死するはずはなく、いずれも大坂町奉行所での取調べ（拷問）・入牢生活のうちに殺されたのであらうことは容易に推測がつく。また連帯責任として幕領をふくめた村民四六八人に、過料錢二貫文が命じられていた（近世¹⁷⁹）。

肥料と菜種 農民の一揆は、徒党・強訴・逃散として幕府や藩の厳禁するところであったが、民衆のたたの訴願 かいはまだ違った形態でもあらわれた。国訴^{こくそ}とよばれる畿内に特有な訴願闘争が、その典型

である。国訴とは、支配国レベルでの訴願闘争に対して与えられた呼称であり、幕末にはほぼ一つの社会通念となっていた。それは大坂町奉行所の支配国である摂津・河内の村々が、綿や菜種、また肥料に対する大坂の諸問屋・仲買人による流通統制に反対して、町奉行所に訴願したもので、近年の研究では八八件のものが知られている（八木哲彦「近世の商品流通」）。なかでも文政六（一八二三）年五月、大坂三郷実綿問屋の統制に抗議してたたかわれた国訴では、摂津・河内一、〇〇七カ村もの村々が統一戦線をはり、ひきつづく七年の種物（綿実と菜種）と油小売に関する訴願は、摂河泉三国一、四六〇カ村（一、三〇七カ村とも）に拡大している。市域の村々も参加したと思われるが、詳しいことは分からない。

市域村々の加わった訴願闘争としては、寛保三（一七四三）年が初見であろう。島上・島下両郡八四カ村の連名で、肥料高値につき困窮する旨を大坂町奉行所に願い出ている（大坂¹⁸⁰）。宝暦三（一七五三）年には島上郡六三カ村が、干鰯高値のため干鰯問屋取締りを願い出ている（豊中¹⁸¹）。史料不備のため詳しくは分からないが、この二度の訴願は島上郡はじめ、島下・豊島・武庫・川辺・菟原の諸郡に限ってみられるという特色をもっている。

表78 干鰯・肥料・米価表

年 代 (西暦)			干 鰯 (1駄)		干 粕 (50貫目)		油 粕 (10玉)		米 (1石)	
元 文	元 (1736)		46 ^知	100	23 ^知	100	28 ^知	100	52 ^知	100
々	5 (1740)		77	167	42	183			86	165
宝 暦	元 (1751)		68	148	32	139			48	92
々	11 (1761)		56	122	25	109			52	100
明 和	8 (1771)		72	156	31	135	36	128	68	131
天 明	元 (1781)		76	165	30	131	40	143	57	110
寛 政	2 (1790)		110	239	50	218	62	221	50	96

注) 『大阪の生産と交通』による。価格の右欄はすべて元文元年を100とする指数。

ところが天明八年には一挙に、摂津七郡、河内一五郡に拡大する。二月二十五日武庫・川辺・豊島三郡一六一カ村が連名で出願したのはじまり、四月には島上・島下二郡五一カ村が歩調をそろえている。

両郡の訴状は最初に、油屋株ができたため菜種が買い叩かれて困るので、以前のように米麦と同様に手広く売却できるように油屋株を撤廃してほしいと訴えている〔近世〕。右の油屋株とは明和七(一七七〇)年、摂河泉在々の絞り油屋の株仲間加入をさすが、彼らによって農民の販売する菜種はしばしば買い叩かれ、訴状も「絞油屋が組々に申し合わせ、油相場にかかわらず安値に買い取る」と批判している。絞られた油からは油粕が生じたが、両郡の農民は油粕など肥料についても訴えている。

集約的な商業的農業に肥料は欠かせないので、当時の農民は積極的に金肥を購入した。金肥としては干鰯や干粕・油粕・綿実粕といった粕物がよく使われたが、その価格は年を追って高騰し、米価と著しい対照をなした(表七八)。先の訴状でも油粕値段が米価と引きあわないのは、絞油屋が価格協定をしているからだと指摘している。焼酎粕である干粕も一駄(四〇貫目)が、一〇年前までは二二(三匁)だったの

Ⅴ 近世の高槻

表79 肥類価格の推移

	天明年中	寛政6年
焼酎	24~25(匁)	40(匁)
耐	34・5~40	60
粕	60	130
種	70	140
干	80	145
鯨	40(貫)	35~36(貫)
鱈		
の		
子		
目		

注) 1. すべて1駄の価格である。
2. 『羽曳野市史』5による。

が、いまでは五八〇匁にもなり、買占めが行われている。また干鰯は、大坂²を²はじめとする干鰯問屋たちが倭直しをし、土砂や水を混ぜるため、効果は薄く量目ばかり重いと主張している〔近世〕¹⁹⁴。

肥料価格急騰の背景には、關東・西国産干鰯の大坂回着量激減や、凶作・飢饉の対策として天明六（一七八六）年以降、寛政七（一七九五）年まではほとんど連年出された酒造制限令による減少といった事情があった。くわえて高騰を見越した買占め、他国売りが行われたため、一層価格騰貴と経営圧迫を強めた。その結果天明八年七月、摂河二郡八三六カ村の農民がいつせいに立ち上がった。菜種・綿の国訴に先んじて、はじめて摂河全域にまたがる共同闘争が実現、(一)肥類は諸国より入着のまま売り出せ、(二)肥類荷物引請人より相対で買い取る、(三)油粕・醤油粕をこしらえ元より直買する、(四)先年の歩どおりで粕物を売る、(五)交ぜ物・

買占めの禁止、(六)他国売りの禁止、の諸条を要求した。奉行所は(一)と(四)のみ認め、大坂・摂津・河内へ触れ渡したが、他の項目は拒否した。

寛政・文化 ところが肥料は寛政年間にふたたび高騰し、同六（一七九四）年摂河の農民たちは再度、国訴に立ちあがる。

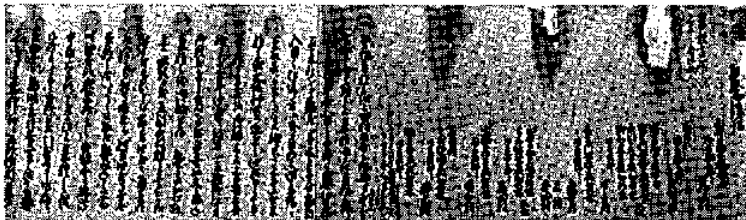
その年、表七九のような肥類価格の推移を示し、四月二十一日肥類の値下げを二〇郡六五〇カ村で願い出たのを皮切りに、五月、六月とつづく。

四月二十八日には大坂町奉行所の指示にこたえ、肥料値段書をそえて出願し、五月一日には肥類問屋・仲買の名前を提出した。それに対し大坂町奉行は「諸国浦々不漁のため自然と高値になっており、致し方ない。

しかしもし不埒の品あるいは買占めなどを行う者を差押え出願したならば、急度糾す」と答えたが、この返答を契機に農民の闘いはいっそう進展し、五月十六日には摂河百姓方より惣代五・六人を大坂に派遣し、仲買仲間と申し合わせの上で、不正の粕類・目方の不同・風袋の拵え方・買占めなどを改めたいと申し出ている。農民は粕屋仲買仲間や、干鰯問屋仲間と掛け合って、農民による監視制度を実現させようとしているのである〔八木哲治「近世」の商品流通〕。

摂河六五〇カ村による肥料国訴のあった三年後、寛政九（一七九七）年には菜種販売をめぐる訴願闘争が起こった。きっかけはこの年四月、幕府が菜種作農民に対し統制を加えたことにある。すなわち幕府は、第一に在々絞り油屋に対し菜種を農民から直買いするように命じ、農民には種物を油屋以外の干鰯屋などへ売ることを禁じた。第二に在々絞り油屋の油直小売が禁じられ、以後農民たちは日用油を大坂仲買を通じてしか購入できなくなった。さらに幕府は、以後年々の菜種作高・出来高・販売高・販売先を村ごとに報告するよう命じた。これによって、農民の種物販売を確実に取り締ろうというわけである。

かくて大坂仲買・在方絞り油屋たちによる菜種の買い叩きはいっそう進んだとみられ、島上・島下両郡七〇カ村の訴状は、油屋による価格協定が菜種取入れ以前になされていると指摘する。その結果値段も油に比べ、安値に抑えられて困るの



写177 干鰯菜種売買国訴願状（中村回文書）

で、自由に売り払えるようにしてもらいたいと願う〔近世四〕。

種物と油の価格差はその後も拡大し、とくに文化年間以降その傾向が顕著であった。文政七（一八二四）年四月の国訴状によると、まだ天明―享和のころは平年石七〇匁ないし八五匁に売れ、凶作の年には九〇匁・一〇〇匁あるいは一二〇匁になることもあった。ところが文化年間以降はたいてい五、六〇匁で、凶作の年でも六四、五匁ぐらいにしか売れなくなったという。それに比べ燈用油の方は油屋たちが、遠路の駄賃、問屋・仲買の種々の口銭、諸掛り物、不益の費用をたくさん掛けるため、「菜種・綿の実売払値段の釣り合とは格別油高値」になっている。文化二年摂河五六八カ村にまで広がった国訴は、第一にこの点を指摘し、その打開をもとめた〔近世五〕。これまでの菜種売りさばきをめぐる摂津諸郡の運動は、綿実販売の問題を目標に組み入れることによって、河内の綿作地帯の村々と連携し、はじめて摂・河にまたがる国訴となった。そして要求面では、このときはじめて燈油の直小売が打ち出された。

その組織拡大過程をみると七月五日、摂津菟原郡一八カ村の出願に端を発し、八月には武庫・豊島・川辺の三郡村々、河内の秋元氏領・狭山藩領村々に拡大、ついに八月二十七日五六八カ村の出訴となった。たびたびの訴願が却下されたことが油屋をいっそう増長させ、わずかの油屋の利益のために摂河農民はますます困窮し、年貢上納にも支障をきたすようになるだろうから、ぜひ販路を拡大してほしいと訴えた。その後閏八月に摂河村々は再び出願するが、この間摂河惣代より泉州四郡村々も加わるようにとの誘いがあり、それにこたえ泉州村々は十八日訴状を提出した〔近世六〕。幕府はおそらく、例によってその要求が寛政九年の定法にそむくというので、願下げを命じたものと思われる。しかし農民側はあくまで引き下がらず、再三訴願

をくりかえし、文政六・七年の大国訴へと足ならしをしたのである。

一揆と幕府

一揆は幕藩領主の厳しく禁ずるところであり、幾度となく禁令が發布された。幕府は五人組

・高槻藩

帳前書などで一味・徒党・神水誓約を禁止していたが、享保六（一七二一）年に神水誓約・

徒党禁止を単独法令として発布して以後、各地の一揆との対抗をへて強化されていった。享保十九年には幕府直領の悪党取締りに近国大名の出兵が認められ、寛保元（一七四一）年には「公事方御定書」のなかに強訴・徒党・逃散に対する仕置（量刑）規定がもられた。頭取は死罪、名主は重追放、組頭は田畑取上げのうえ所払い、惣百姓は村高に応じ過料、もし村々を差し押え一揆に参加しなかった場合は、誰でも取鎮めたものに褒美銀を与え、永代の名字と一代限りの帯刀を許すという内容である。幕府（公儀）の基本的な量刑規定として、諸藩にも継受された。天明七（一七八七）年の富田村強訴にも適用されていたことはいまでもない。その後寛延三（一七五〇）年に強訴・徒党・逃散の禁止令が公領・私領別に出され、明和年間には西国・上方筋・遠国と地域別に対策が示された。そして同七（一七七〇）年有名な一揆の訴人（密告）奨励が高札によってはかられた。

この法令を画期に以後、幕府は一揆弾圧のたびごとに関係者には極刑をもってこたえ、一揆の根滅を狙った。安永六（一七七七）年九月の禁令はその基調もあらわに、同二年四月と同六年正月、飛騨と信濃の両国幕領で起こった強訴にたいし、頭取たちを磔・獄門、死罪、遠島、追放にそれぞれ処したことを示し「強訴をすればたとい立つべき願いも叶わず、その身は死罪、先祖よりの株をつぶし、妻子を路頭に迷わせる愚挙」と論じている。上記法令は三四年後の文化八（一八一二）年四月にも再び、いよいよ忘却せぬようにと触れ

Ⅱ 世 近 の 高 槻

表80 富田の町名と組頭数
(文化11年)

町 名	人 数
西垣内町	3
東岡町	3
西富田町	2
岡前町	2
西前之町	2
勘蔵町	4
新西口町	3
南岡町	2
新中之町	3
市中之口町	2
市西口町	3
東保岡町	3
久馬場町	2
裏岡町	2
新崎家町	3
小坂木町	2
北跡口町	3

注) 富田支所文書による。

しいお咎めをうける」と
説諭した。各町の組頭は、
以後御法度の趣旨を町内
一統、順守するとの讀書
を村役人に差し出して、
事なきをえた〔富田支
所文書〕。

られた。
しばしば一揆に見舞われた諸藩では、幕府の禁令に主導されながら、独自の展開をみせた藩も知られてい
る。ところが高槻藩などではそのような展開はみられず、幕府の触れがそのまま伝達されるにすぎなかつ
た。一例として右記の文化八年四月令は大坂岡町奉行より触れられ、六月には高槻藩郡奉行より各組村々に
触れられた〔田家文書〕。そして翌九年四月には先にふれた明和七年令〔徒党・強訴・逃散の訴人奨励〕・同八年令
〔江戸立入・門訴禁止、頭取禁止〕が「猶又心得違これなき様」にと、郡奉行より各組庄屋・年寄中に再度触れ
られた。高槻藩ならびに大坂町奉行所の触状を書き留めた池上家文書にみえる一揆禁令は、右のものをおい
てほかにみられない。

それに対し幕府領はじめ入組み支配にあつた富田村で、文化十一(一八一四)年十一月、小前百姓が多数田
方・綿方の年貢減免をもとめて集会をもった。いちはやく村役人が乗り出し、「これまでも作柄により減免を
うけているのだから、今年も相応の勘弁がある。それなのに違法な徒党がましいことをしては、御役所より厳

天保 当時の民衆たちのたたかいは、なにも一揆や国訴
飢饉 録に限らなかつた。洪水や凶作・疫病といった難敵

とも、直面せざるをえなかつた。洪水の被害は、近年の長崎や山陰地方を襲った豪雨によっても容易に推測がつくが、凶作・飢饉や疫病（流行病）による被害の状況は、現代日本人の想像をはるかに越えている。文字どおり死との直面であつた。

飢饉といえは江戸時代、享保十七（一七三二）年の蝗（いなご）害と、天明・天保の大凶作がよく知られている。享保のそれは主に西日本中心であつたが、天明・天保期の凶作は、東北・関東を中心に全国に拡大していた。高槻藩領丹波国桑田郡犬甘野村を襲つた天保七（一八三六）・八年の凶作・飢饉の有様を、同村の組頭北浦光右衛門が記した「飢饉録」〔北条家文書〕によつて眺めてみよう。

この年の凶作は、冷害によるものであつた。したがつて飢饉録は、まず同年の氣候不順から書きはじめられている。氣候不順は田植も終わつた五月中旬（陰曆）にはじまつた。長雨が同村を襲つたのである。五月十六日に降りはじめた雨は、その後も断続的につづき、七月九日迄の間に延べ三一日も降っている。晴天はわずかに一日である。普段ならば梅雨明け後の炎暑がつづく頃に、この有様であつた。その後も降雨量はへつたものの、雨天がちの空模様がつづき、七月十八日からは、



写真178 犬甘野旧村（亀岡市西別院町）

二十二日の二百十日をはさんで風の日はつづく。そして八月十日が彼岸の入り、十六日より冷気が襲う。その頃の記録に

廿日前後ハ、子ども老人などハわた入を着し、若きものも、廿四五日ハ朝永霜降りて、朝草刈などハ皆屋中にいたし候程の冷氣なり、是より八月中ハ始終冷氣つよし、右三付稻の穂不出所もあり、穂は出候所も、作むかす、一向田面あしく候二付、毛見の下見などして、追々御免御引かたの儀、願上候事

とみえる。五月中旬より案じてきた凶作は、もはや間違いないものとなった。

九月九日は土用だが、「此節三刈田一枚もなし」。稲田はまだ青く、刈り取れる状態にないが、あまり麦蒔きなどがおくれではと、十五・六日頃より田刈りがはじまる。おしなべて四歩作の作柄と見込まれる。風聞によれば諸国の作柄は平均三歩作と伝わる。また凶作のため人氣あしく、所々に嗷訴がおこっているようだ。十一月十四日の冬至までに、裏作の麦・菜種などの植付けはほぼ終わったが、またまた続く冷雨、土も凍って麦の間切、肥おきなどもできない。十二月一日寒の入り、二日夜には大雪八、九寸もつもる。十二月中は「山田、畠とも雪不消」と記し、天保七年は暮れるが、翌八年に変わっても正月以降四月三日までおおかた隔日に雨。四月四日ののち晴天が一二日もつづき、ここではじめて筆者は、「是ニ而麦穂又々見直し、人氣宜敷相成」と記す。前年の五月中旬より数えて約一ヵ月ぶりに訪れた好天に、筆者ははじめて愁眉をひらく。

この間、米はじめ物価の高騰も尋常ではなかったことはいうまでもない。「飢饉録」より拾えば、米価は七月九日頃に一石約一〇〇匁だったのが、八月末一三〇匁、十一月十四日頃一八〇匁と上昇し、翌年には二〇〇匁をこえ、二月二二〇匁、六月二三〇匁に達す。この頃がほぼピークで、七月十七、八日より下落しは

表81 天保7～8年の物価

	単位	7年11月	8年6月
米	1石	180	230
麦	〃	170	130
大豆	〃	110	180
小豆	〃	180	250
糠	〃	30	—
綿	1本	280	—
綿	1貫目	15	—
塩	1俵	7.5	5.2
豆腐	1丁	0.2	0.2
芋	1貫目	2.0	—
大根	100本	6～10	—
大	1石	60	—

注) 価格は銀(匁)。「飢饉録」(北条家文書)による。

じめ、新米の出る九月上旬には一一〇匁位におちついた。異常に高騰したのは米だけでなく、表八一にみるように「食物ニなり候ものハ、すべて高値」であった。糠の実の値段が書かれているのに驚く読者もあるかと思うが、糠の実などは飢饉時の貴重な食料であった。

俵約と「飢饉録」にも糠の実などの、調理法が記されているので、一部紹介しよう。糠の実(どんぶり)は臼ではたいて皮をはぎ、箕(もこ)でひよし、よく日に干してから石臼で挽く。粉になったものを布の袋に入れて、清水に一〇日ほど晒し、これに米の粉を少し加えて蒸し、団子にする。葛も粉にして、同様に団子にし、松の木も煮皮を取った上でその樹皮を細かく刻み、塩水で焚き、あくを抜いた上で粉にすれば、これまた団子になる。「是を大豆の粉にて喰へば、中々よきもの」という。

人々の飢饉とのたたかいは、まずこのように山野に生育するものから食糧を調達する術を身につけることであったが、これだけではあまりに当時の民衆は悲惨にすぎた。飢饉とのたたかいは、もっと多様な形をとった。

彼らは村落や都市の成員として、それぞれの属する地縁集団によって、凶作・飢饉の克服をはかった。その第一は村をあげての俵約実施である。「飢饉録」には天保七(一八三六)年から八年にかけて、二度の俵約定めが記

されている。一度目は七年八月、二度目は八年正月にそれぞれ決めている。七年八月の俵約は、神事餅の制限、宮詣り禁止、年忌・仏事・諸講時の禁酒、酒請売りと煮売りの禁止、日雇賃銀の減額の各条項にわたっている。餅と酒への制限は八年正月にも行われたが、俵約令はハレの行事への厳しい抑制で買かれている。餅と酒は、また米を原料とするだけに、米価高のおり、その制限は当然の勢いでもあった。

これらは村人共通の問題であつただろうが、日雇賃や奉公人給銀の減額は、雇主と被雇傭者との間で利害関係の異なるものであつた。高物価のおりに、その収入源が抑制されるということは、日雇・奉公人にとって二重の圧迫であつた。彼らの生活が困窮の度を増すことは明らかである。ここで村落は、飢饉に際しもう一つの機能を示す。それは村々による、貧窮者への施行・救済である。

「飢饉録」によれば桑田郡犬甘野村での施行は、この間三度行われている。七年の歳末にこの年收穫のなかつた上村・下村・谷内三地区の村民二七名に、玄米四升あて支給された。村の富裕者がそれぞれ供出しあ

い、筆者光右衛門家は五升出している。施行は翌八年二月と三月にも行われ、二月は極難澁の者へ粥（一日に一人前一合あて）が支給された。支給をうけた人々は四一人である。三月は中難の者にも施され、粥から玄米一合にかわつた。五月末日まで行われた。この間五月五日に、



写179 施行札（大阪市立博物館蔵）

表82 津之江村の喰延米
(天保7年11月)

氏名	俵数
利兵衛	34
秀五郎	33
庄兵衛	21
仁左衛門	19
九右衛門	10
七右衛門	9
長右衛門	8
源次郎	7
又助	7
市助	6
伊左衛門	5
弥兵衛	2
佐兵衛	1
計	163

(注) 中村(三)家文書による。

高槻藩より拝借米一九石が下げ渡されているが、飢饉時の施行の主体はやはり村々であった。

ここで目を丹波の山村から摂津の村々に移して、飢饉対策の様子を追ってみよう。

凶作・飢饉はこの年に限らず、村々ではこれまでの体験をもとに領主の指示も受けて米穀

を備蓄した。「喰延シ米」といわれ、村々では連年貯えた。津之江村でその例をみれば、天保七(一八三六)年十一月の調査で一四人より一六三俵(四斗俵として六五石余)を郷藏に貯えている(表八二)。また高槻組九カ村では、表八三のとおりである。このときの各村人口がわからないので、一人あたりどれだけの備蓄であるかわからない。そこで天保郷帳による村高と対比してみると、村高に比べ平均六パーセント余の備蓄である。一五パーセント余の唐崎村から二〇三パーセントの三嶋江・西五百住村のように、偏差のいたって大きいことが注目される。津之江村の石数が、その年の備蓄米俵数と同量であるから、他村も同年の新穀を得たうえでの備蓄量であろう。

施行と村々ではこれら村内有力農民の手許に貯えられた備蓄米を、貧民に施行した。津之江村は翌大塩の乱八(一八三七)年二月、つぎのような困窮人の名前を書き上げて、藩庁に「身厚之もの」よりの施行許可を願いだした。困窮人は七軒、家内人員あわせて四〇人である。当主は一人をのぞきいずれも働

Ⅳ 近世の高槻

表83 高槻組村々の喰延米(天保7年11月)

村名	石数(石)	村高(石)	比率(%)
庄所村	28.4	490.73	5.79
津之江村	65.0	579.711	11.2
東五百住村	28.75	696.080	4.13
西五百住村	18.6	614.762	3.03
芝生村	70.4	670.975	10.49
唐崎村	105.75	684.8712	15.44
三島江村	15.19	739.6684	2.05
柱木村	31.9	817.070	3.9
西面村	46.8	1096.65	4.27
計	410.79	6390.52	6.43

注) 中村(三)家文書による。

き盛りの壮年者であるが、無家督・病身にぐわえて、幼少の子供を多くかかえる家庭の貧窮ぶりが目につく。施行をもとめる貧窮者の数はその後も増加したようだが、三月藩庁は白米一合を五合の粥にたき、六〇日の間施行することを認めている。真上村でも三月十四日にはじまり、以後四次にわたり六月初旬まで施行があった。延べ二〇世帯、一〇二人の人々が粥の施しをうけた〔近世白〕。

津之江村の施行と比べると、村高二、八五〇石余、家数四七三軒、人口一、九五五人〔天保十三年明細〕を数えた富田村の施行は大規模であった。

天保七年十二月に富田村で行われた施行は、つぎのような状況であった〔富田支〕。施行をうける対象者は、その貧窮の度合いによって極難・中難に分けられ、それぞれ町ごとに書き上げられた。極難のものは一二二軒を数え、本郷御料百姓四一二軒の約三割を占める。中難のものはその人数が不明であるが、施行米数は極難・中難あわせて三二石四斗である。

本郷以外の北条分百姓に対しても、村方より救済措置がとられ、ここでは御料・私領の別なく貧窮者に、米一斗につき錢一貫文の価格で販売された。中難一六人は一人(軒)につき一斗五升、極難三五人は二斗あてである。米一斗錢一貫文は銀に換算すると、約九匁、米一石にして九〇匁である。当時の米価が

表84 津之江村の困窮人（天保8年2月）

氏 名	年 令	家 内 数	状 況
次郎 右衛門	47	8	元来困窮の上幼少の子供多い
与右衛門	31	6	無家督で子供多い
重次郎	45	3	無家督にくわえ病人あり
岡助	47	3	当主疳症で弟も心得悪い
善助	62	6	無家督で子供養いがたい
勇蔵	49	9	無家督で子供多い
兵蔵	46	5	無家督で歩行をつとめる
計		40人	

注）中村（三）家文書による。

一七五匁であるから、ほぼ半値の廉価販売である。

本郷ではさらに翌八年二月に、極難のものへ米五升ずつ施行している。この二度の施行と安売りに要した米穀は四七石二斗で、それを六人の在郷商人・酒造家から時価一七四匁のところを、一五四匁で買入れていた。それでも廉売価格九〇匁は、買入れ値段と比べても相当の安値で、この差額（損益）は村方が負担した。

天保八年二月には、丹波国桑田郡大甘野村でも、また摂津国島上郡津之江・富田両村でも施行が行われたが、この月の六・七・八の三日間、大坂では一風かわった施行があった。施行は安堂寺町五丁目の本屋会所において、書林河内屋グループの周旋で行われた。家数一万軒に金一朱あてを施すというたいそうなもので、資金は当代有数の陽明学者大塩平八郎が蔵書を売り払ってあてたという。施行札（写一七九）は門人の手で、それぞれの居村とその近辺に配布されたが、渡すにあたり、天満に火事があれば必ず駆け付けよと申し渡した。

大塩平八郎はたして施行のあった日から一〇日ほどのちの二月と高槻十九日朝、天満に火の手があがった。大塩平八郎の乱の勃発である。申し渡しに従ってこの日、天満に駆け付けたもの

Ⅴ 近世の高槻

表85 富田村御料分の
極難人

町名	軒数	石数
西垣内町	6	1.5
西富田町	7	1.5
西之町	9	1.5
南岡町	2	0.7
東岡町	6	0.6
横岡町	4	0.8
馬場岡町	7	1.3
市西之口	9	1.3
岡崎町	3	1.0
柚木町	4	1.0
久保町	8	0.8
北之口	0	0.8
新家町	5	1.0
岡前町	7	0.5
新中之町	1	0.5
新西之口	10	1.2
勘蔵町	5	0.7
浦坂町	4	0.6
小坂町	4	0.4
跡坂町	10	1.2
東岡町	7	1.6
就	4	—
計	122	20.5

(注) 市役所文書による。

引きかえに譲り受けて
いる〔近世〕。これが二
月十九日天満・北浜界
隈に鳴り響いた百目筒
三挺の一つである。
『咬葉秘記』をはじ

は、大塩の学塾洗心洞門人でもあった農民たちに限られた(表八七)。大坂近在の多くの農民は、見知らぬ大塩中斎先生の施行よりも、彼ら自身の村々の施行を選んだというべきであろうか。

したがって市域の村々から、大塩の乱への参加は全くみられない。だが淀川沿いに伸びた教線は高槻にも及び、藩内には中斎の門人が少なくなかった。幸田成友『大塩平八郎』らは服部末次郎・柘植半(牛)・兵衛・高階春帆・芥川无咎・藤井竹外の五名をあげるが、さらに田中市三郎・中西斧次の二名を加えることができる〔近世〕。

藩内の者が六、七年以前——天保元(一八三〇)、二年頃に、博学高名な大塩平八郎を講釈によんだことから、大塩の高槻訪問ははじまり、以後年に二、三度または三、四度にも及んだ。講釈は古本大学または論語の話であったが、この講釈を通じて高槻藩に大塩門人が生まれた。藩士服部奥助の子末次郎が天満の洗心洞に入塾したのは天保五年のこと、末次郎一〇歳であった〔近世〕。また天保七年十月頃の講釈のおりには、柘植半兵衛方に立ち寄り、柘植宅玄閣にあった百目筒鉄砲を懇望し、十一月の再訪時に刀一腰と唐画掛物一幅と

表86 施行米の買入れ

商人	石数	値段
小松屋	(石) 18.8	(金) 2895.2
布屋	11.6	1786.4
奈良屋	6.4	985.2
西奈良屋	2.4	369.6
千鯛屋	4.4	677.6
統屋	3.6	554.4
計	47.2	7263.8

注) 市役所文書による。

め、大塩の乱に関係する有力史料では大塩勢の百目筒は三挺とされているが、三島家文書によるともう一挺、家中中西斧次より一八両で譲り受けたものがあつた〔近世〕。七年十月頃のことである。平八郎は同年十、十一月と相前後して、高槻家中より二挺の百目筒を入手したわけである。双方ともに「忤格之助ニ放丁致させたく」と欺いて、手に入れている。

悪逆行為に使われようとは「夢々不存」と驚いているが、大事件だっただけに、当然幕府から関係者に呼び出しが予想された。まず蜂起直前まで大塩宅にいた服部末次郎について二月二十九日、大坂町奉行所へ届け出ている。幼年のため殊の外恐れ、逃げ帰ったことを届け出、ひととおり吟味の上、大目付三島源之允と親奥助に預けられた〔近世〕。

つぎに問題となるのは百目筒を譲り与えた柘植・中西の両名であるが、兩人については藩側が早く、三月中旬に大坂町奉行与力朝岡助之丞に、この件につき引き合わせを行ったようだ。それに対し朝岡は、まだ主謀者大塩父子の逮捕されていない時に、表向き届けるのはかえってどうだろう。大塩逮捕の後、吟味のあつた時にそのように返答されたがよからう。そのときになって届け出が遅いと追求されることは決してない、と請け合っている〔近世〕。柘植・中西兩人の容疑にかかわって弁明の口上書が出されたのは、平八郎・格之助父子が市中鞆油掛町、美吉屋五郎兵衛宅にひそむところを城方軍勢に取り囲まれ爆死した三月二十七日より後

Ⅷ 近世の高槻

表87 大塩の乱関係処分者

			磯門 死罪	遠島 追放	押込 手鎖	過料 叱り	計
武家	族	・ 率 公 人	8 3	2 1	1 2	19 4	30 10
攝津東成	般下上馬貝今千野別 中 小上源 福 飼	寺辻辻場臨市林江所	4 1			109 8 1 1	113 9 1 1 1 1 2 5 7 4 6 3 8 6 32 15 5 12 1 1 2 11
		島生路江寺野淵島目代野	1 1		1 12 15	2 5 7 4 6 3 8 4 19	8 6 32 15 5 12 1 1 2 11
		島田丹	1		2 15	4 5	6 16 5
		口方番木島下中川	2 2	1 1	20 4 7	198 2 8 20 2 1 3	191 6 9 9 20 2 1 3
		寺北門世北池池池尊	2	5	3 1	101 1	111 2 1 1 13
		寺真三 田田田 延杉	1	1		12	13
		谷削	4 8 1	2 1 5	8 2	29 9	43 9 17
		市 中宿他					
		大坂無そ					
		計	40	19	95	595	749

注) 『浪華異聞』『浪速廻阿志火』より作成。

乾宏巳『なにわ大坂菊屋町』柳原書店、1977年による。

のことと思われるが、その日付はわからない。
その後十二月に入ると、江戸評定所で同事件が審理され、それにともない服部、柘植らの口上書は、江戸に引き渡された〔近世白〕。この頃、成り行きを心配する柘植のもとに、日付のない書状が届けられているが、

それには「自然御藩中向之儀取沙汰もこれ有り申べきやと承探候えども、更ニ右様之儀ハ聊相聞え申さず候、御安心成さるべく」と認められていた〔近世目〕
〔大一一〕。

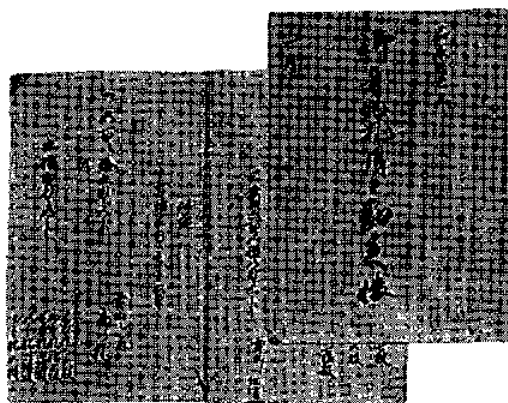
第二節 高槻藩財政の窮乏

財政窮乏 近世後期、幕府をはじめとする領主階級の財政窮乏は全国に共通した現象であり、高槻藩も策の展開 その例外ではなかった。高槻藩財政の収支の動向を示す史料はみられないが、いまだ得られる範囲内での財政悪化を告げる最初の史料は、正徳五（一七一五）年の「覚」〔近世目〕である。これによると、同年勝手向き賄銀の仕送りが、下村・柱本村・前島村・高槻村と島下郡の鳥飼上之村（現摂津市）・同西之村（同上）・粟生村（現茨木市・箕面市）の庄屋層からなる「七人之衆」に命じられた。このうち高槻村の農民は翌享保元年欠落したため、残る六人が同三年までの四年間、一カ年に銀一、五〇〇貫目を京都・大坂の商人から借り入れて調達した。この勝手向き賄銀の仕送りは、いまだに臨時的な措置であった。例えば、享保元（一七一六）年十二月から翌年五月までのあいだに調達された銀九〇四貫三〇五匁六分は、二年九月から十一月にかけて年貢米代銀によりただちに返済されるなど、賄銀の調達・仕送りは同一年次の年貢米を担保とした先借りに等しかった。

詳細は明らかでないが、もっとも早期的かつ頻繁に反復された財政難の一時的糊塗策は、年貢の先納であったと考えられる。享保十九（一七三四）年領内村々の租率がいっせいに二パーセント引き下げられ、それ

が幕末まで固定した直接的契機が年貢の先納銀にあったことは、第二章第二節において述べたとおりである。あいつぐ年貢先納は、年貢收取基盤としての農村の維持に抵触するものであり、享保十九年には、それによる財政難克服策が限界に達していたことが露呈されたのである。さらに、同年の租率の固定、すなわち従来のように直接的な形で年貢増徴をはかることができなくなったことは、財政難の恒常化が不可避免的であることを意味した。

その後、高槻藩は、借入・頼母子講・御用金など、もっぱら起債の形で可能なかぎりの手段を講じた。なかでも借入と頼母子講の起債が中心をなしたが、それは、藩財政に寄与しうるような国産専売制の展開が期待できず、藩札発行にも消極的であった領国経済の脆弱さを反映したものであった。なお、高槻藩の藩札は、表八八に示したとおりである〔寛永三郎兵衛〕。多くは明治初年に発行されたものであり、近世には銀札の音物札のみが存在した。嘉永六（一八五三）年七月の「御音物札月々勘定帳」〔近世〕によると、その種類は八匁・七匁・六匁・五匁・四匁・三匁・二匁・一匁・五分・三分の一〇種であって、交付のさい額面の二パーセントの手数料を要し、正貨との交換は無料であったこと、また一部は月〇・七パーセントの利率で貸し付



写180 音物札月々勘定帳（郡家文書）

表88 高槻藩の藩札

区分	名称	発行年
銀札	大形音物札 小形音物札	詳 2 未 治 明 治 明 治 明 治
金札	義明杜 米金方 米金方(郡方印)	元 々 々
銭札	引替方 會計社	2 々

注) 荒木三郎兵衛『藩札』上巻163・4ページ。

けられていたこと、などが判明する。しかし、音物札発行の目的は、あくまでもその名称のとおり、家中の贈答用に限定され、余分な家計支出を防ぐ儉約の一手段でしかなかった。すなわち、文政十一(一八二八)年六月の目附役からの「儉約被仰出席達」〔和田家〕に、「祝儀并仏事之節、厚縁之親類不招候て不叶分江者、輕き銀札を以取遣り可申事」とあるのははじめとして、家中に儉約を指示した「席達」では、あらゆる贈答の機会に音物札を利用することが命じられ、それ以外の品物でのやりとりはいっさい禁止されていた。

さて、借入は藩独自の信用に基づくものばかりではなかった。正徳五(一七二五)年の「七人之衆」任命に端的にみられたような、領内村々の上層農民を介入させる方法もままとられた。この面での藩権力と上層農民との共生関係は、財政悪化の傾向が年次的に増幅される過程において、しだいに強化されざるをえなかった。

文化年間、高槻藩の借入れはすでに信用限度に達していたと考えられ、しばしば「大坂表其外銀主へ格別之御引合」のうえ、借入銀の「建替」すなわち借換えが行われた〔中村曰〕〔家文書〕。このように新規の借入れが困難をきわめる状況のもとで、文化十(一八一三)年には、藩の借財のうち年貢米を引当てとした郷判分の元利銀一、三〇〇貫目の処理が、領内六組の惣代に命じられた。これは、藩の債務を農民に肩代りさせることを意図したものであり、六組の惣代は「御用金掛り」と称された。借入銀を返済するために、領内の農民すべてを対

象とする事実上の献銀の強制的取立てが試みられたのである。実際には、銀一、二〇〇貫目が農民負担に転嫁され、翌十一年正月から一二年間にわたって、家別銀一カ月につき四分、高割銀一カ年一石につき一匁九分六厘九毛が賦課された〔中村(家文書)・真上区有文書〕。

頼母子講 このところから、過去に累積された借財を整理するための便宜的な手段として、頼母子講があの展開 について組織されたことが知られる。文化年間の御一講・潤寛講、文政六(一八二三)年の五貫目講、翌七年の融通講などがそれであった〔吉田(家文書・中村(家文書)・松村(家文書・池上(家文書)〕。これらの頼母子講は、いま述べたとおり講銀またはその余剰分を「借財之方江御埋込」むことが目的とされたので、農民相互間に広く実施されていた頼母子講とは、かなり趣を異にした。

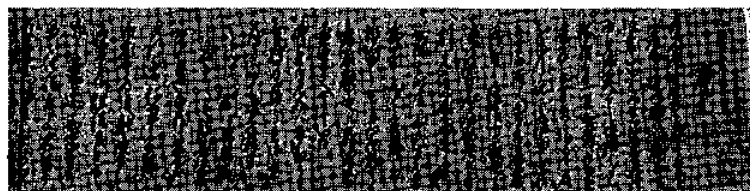
例えば、五貫目講の仕法をみると、講とは名ばかりで、その実体は調達銀上納の組織であった。すなわち、文政六年八月六〇株を一単位として五口が結成されたが、一株当たりの調達銀は五貫目であり、これが同年十一月から天保九(一八三八)年三月までの三〇会の講会において分割返済される仕法であった。講の経営には藩の金方役人が当たり、勘定元は高槻組六人、上郷組八人、冠組七人、鳥飼組六人、五箇庄組七人、丹波組五人の農民が「六組御用掛り」となつてつとめた〔松村(家文書)〕。領内村々における株数の割当ては半強制的に行われたと考えられ、二株加入した氷室村庄屋は、四〇石あまりの高を保有しながらも、文政十一(一八二八)年六月いまだに講銀一〇貫目を上納せずに家計の窮状を訴え、同年末にいたって、やむをえず上納する旨の請書を提出している〔吉田(家文書)〕。

文政七(一八二四)年二月に結成された融通講は、一株二〇〇目で、一二〇株を一単位として合計三口の

規模であった。期間は天保九年九月までの講会三〇会であった。そのうち初会から五会目までの講銀は、若干の割渡銀を差し引いた残額が藩の借財の返済に充当され、六会目以後のその残額は加入している農民に年八パーセントの利率で貸し付けられた。金方役人および六組村々の御用掛りの勘定元による経営方式は、五貫目講とまったく同様であった。藩が借り入れる講銀について、村々の年貢米が担保とされ、加入者に対する掛銀の保証がはかられた点も、両講に共通していた〔池上家文書〕。

また、嘉永五（一八五二）年に開始された千人講は、一転して領内村々から零細な資金を広範に動員する方針がとられ、一株の掛銀は一カ月に三匁であった。講名から推察すると、当初計画では千株程度の加入が目論まれていたと考えられるが、実際の株数は、高槻組一〇五株半、上郷組一〇五株、冠組一一四株、鳥飼組九〇株、五箇庄組一〇〇株、丹波組五〇株、の合計五六四株半にとどまった。講会は、「月々ニ而者余程手数相掛候事故」、年に四会ずつ一〇年にわたって開かれたが、加入者の掛銀は村々の世話方が毎月集金して講会に持ち寄った〔中村白家文書〕。

このような各種の頼母子講が農民負担を加重したことは、間違いないであろう。それがあいついで組織されたゆえんは、講銀によって借財整理をはかることのほかに、旧講の割渡銀を確保するために新講の結成が要請されるという一種の悪循環がみられたためでもあると考えられる。



写181 借財済し方仕法等につき席達（横山家文書）

幕末期の これまで述べた財政難打開の試みは、領内村々に対する儉約令の布達、家中に対する儉約の財政窮乏「席達」や借米の指令などと一体をなすものであったが、根本的な問題解決にはなりえず、さ

らにあらたな借入れが積みかさねられていった。また、文政十二（一八二九）年江戸中屋敷が類焼したり、甲斐国諸河川の御手伝普請を幕府から命じられたのをはじめとして、嘉永四（一八五二）年江戸上屋敷の類焼、安政二（一八五五）年大地震による江戸三屋敷の大破・類焼、翌年および万延元（一八六〇）年大風雨による同上三屋敷の大破などの一連の災害が発生し、臨時支出があいついだことも〔中村家文書・〕、幕末期における藩財政の窮乏に拍車を加えた。嘉永五年四月の「席達」〔横山家文書〕によると、「亦々借財相嵩、尚又近來毎歳濟方之仕法御家老共深致苦心、及勘考候」有様であった。

このような窮状に直面した藩は、嘉永六（一八五三）年正月、「月賄銀」の仕送りを郷中に達した〔中村家文書〕。具体的にいとうと、領内村々において「身元相応」のものを見立て、彼らに今後五年間にわたり賄銀を調達させて、それを月ごとに江戸へ仕送らせるものであった。藩からの返済は、年六パーセントの利息をつけて毎年十二月に行われる約束であった。

月賄銀の調達にあたる身元相応のものの選定、および銀高の決定については、若干の曲折があったと判断される。まず、嘉永六年正月の「郷中月賄銀被仰附候名前帳」〔中村家文書〕には、表八九に示したとおり、三八人の名前が記されている。同表における銀高は、年間の調達銀高を意味し、合計では八五〇貫目となっている。ここにみられる高槻組に多く丹波組に少ない調達銀の分担状況は、農業経営や諸營業の展開などに規定された地域ごとの民富の形成度をある程度反映したものと考えられる。しかし、この顔ぶれと銀高は確定的

表89 月賄銀の調達人

組名	村名	人名	銀高	組名	村名	人名	銀高	
高槻	庄所	理左衛門	50 ^貫	冠	野田	重右衛門	25 ^貫	
		長左衛門	25			三十郎	25	
	唐崎	弥二右衛門	50		土橋	大兵衛	10	
		八郎兵衛	50			為三郎	10	
		寛左衛門	10		西天川	弥右衛門	10	
		泰助	10			弥二郎兵衛	10	
		四郎兵衛	10		東天川	源左衛門	10	
		三郎右衛門	10			辻子	10	
		西五百住	清兵衛		25	野中	久兵衛	10
			津之江		秀五郎		10	計
	芝生		庄兵衛	10	鳥飼	西 八町 刈田 中	平三郎	50
		三島江	兆十郎	10			権右衛門	50
		柱本	定治郎	10			善左衛門	50
	計	太郎左衛門	10	惣左衛門			25	
		平右衛門	10	市左衛門			25	
				源左衛門			25	
	計		300	計		225		
上郷	氷室	定次郎	25	五箇庄	福井 栗生	半兵衛	50	
	土室	文右衛門	25			権兵衛	25	
	芥川	半右衛門	10			次兵衛	10	
	桜井	四郎兵衛	10	計		85		
計		70	丹波	犬甘野	左内	10		
冠	前島	半兵衛	50	合計		850		

注)「郷中月賄銀被仰附候名前帳」(中村(田)家文書)により作成。

ではなく、翌月二十六日付の「乍恐以書附奉申上候」〔西尾家文書〕によると、減額の交渉が行われた結果、年間の調達銀高は六〇三貫七五〇目となり、同年は初年のことであるため、そのほぼ六〇パーセントに相当する三六〇貫目を調達して仕送ることとなったことが知られる。

さらに、いま述べた月賄銀の調達と仕送り、が五年後の安政

四（一八五七）年に終了してまもない万延元（一八六〇）年十月には、領内六組の惣代のうち高槻組三人、上郷組三人、冠組二人、鳥飼組一人、五箇庄組二人の合計十一人の農民を「御用掛り」として、「当暮御越方足銀」二七〇貫目の調達が行われた。これは、「御勝手向六ヶ敷」につき、同年末を越す資金調達のめどが立たない切迫した事態に対する応急措置であった〔池上家文書〕。

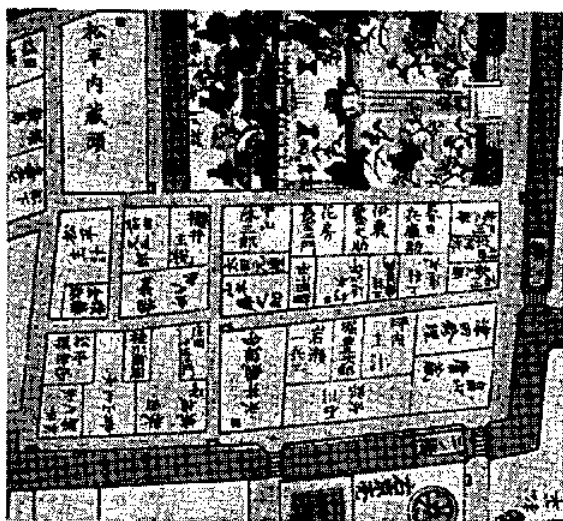
上記の銀高は、御用掛りの惣代によって、三井組為替銀一七〇貫目のほか、大坂京橋四丁目の両替商米屋三十郎から銀二〇貫目、河内国交野郡星田村（現交野市）の富農徳太郎から銀五四貫目、六組惣代の口入銀二六貫目がそれぞれ借り入れられ、同年十二月に調達された。藩からの返済期限は翌文久元年十一月で、収納米が担保とされ、その「先切手」が御用掛りに交付された〔同上〕。なおこのとき、御用掛りの惣代の要望に基づいて、高槻藩は、江戸表・国元が相談のうえ、翌文久元年にも財政改革の「永続仕法」を打ちだすことを公約した。しかし、現下の危機的な財政事情のもとで、成算があるわけでは決してなかった。事実、文久元（一八六〇）年十二月に一二代藩主永井直矢が「染筆」をもって明らかにした内容は、勝手向き賄いを全面的に郷中に委託することではなかった。

勝手向き 文久元（一八六〇）年九月、一一代藩主永井直輝が致仕し、安政六（一八五九）年に養子入り賄いの委託 したばかりの直矢が家督を相続した〔永井家譜〕。当時、江戸藩邸はさきに述べた震災・風水害により大きな被害を受けたままであり、直輝・直矢・大奥方の三人は、数寄屋橋御殿に同居することを余儀なくされていた。直輝は「永々御不快、御引込御隠居も被遊候程之御容身」であり、直矢は「御養子御間もなく、未御年若」であった。このため、「夫是御決着も御延々ニ相成、一同評義も打合不申」、いたずらに借財

を重ねるのみで、財政窮乏は「此節教方もなき時合ニ押移」っていた〔池上家〕。

その帰結が、さきに触れた文久元年十二月における郷中に勝手向き賄いを委託する旨の表明であった。それは、従来からたびたび実施された臨時的ないし部分的な形で勝手向き賄いではなく、恒常的・全面的なものであった。すなわち、同月十一日、高槻組四人、上郷組五人、冠組四人、鳥飼組五人、五箇庄組四人、丹波組五人、合計二十七人の領内村々の上層農民が高槻に召しだされて、「御仕法掛り惣代」に任命された。そして、城内の広間において、江戸家老・中老・江戸勘定奉行・目附・代官らが列席するなかで、藩主直矢からこれまで述べた内容の染筆が示され、勝手向き賄いと借財整理仕法の作成とが、「何分可然取計方頼候事」との言葉により委託されたのである。江戸勘定奉行・代官らからの「御達書」においても、「幾重ニも頼入候」という表現が用いられているが、もとより封建支配権力の本質には変わるところがなかった。

この件について、事前の内談がいつ行われたのかは明らかでないが、十二月十一日には、高槻に召喚され



写182 数寄屋橋御殿〔中央やや下寄り橋詰〕
〔江戸切絵図・近江屋敷より〕

た二七人の農民のあいだに、消極的な分子を含んでいたとしても、すでに勝手向き賄いを引き受けることの合意が成立していて、城内で一種の儀式が執り行われたに等しかったと考えられる。この日以前に、二七人の農民は、仕法掛り惣代を引き受ける前提ともいべき諸条件を網羅した「口上覚」を提出していたことが知られるからである。

その口上覚は、合計二一カ条からなり、家中の風紀と暮らし向きについての要望、行政機構の改革、年貢納入方式の変更、村方・町方における神祭・興行・商業の簡素化と取締りの徹底など、きわめて広範な内容を備えていた。十一日には、これも、箇条ごとに「御聞濟ニ相成候事」あるいは「思召候而、御沙汰有之候事」などという藩の回答が付されて、下げ渡された。

なお、これら二一カ条のうちには、入箇改役人を廃止して、以後地方役人の差配とすること、入箇帳面の提出は月ごとではなく年末に一度のみとすること、の要求事項が含まれていた。第四章第四節に述べたとおり、藩の入箇改役人と村々の入箇惣代とによる入箇改めは、高槻藩における村財政運用上の特徴ある制度であり、文化九（一八二二）年の江戸出訴という全藩的規模の騒動を伴いつつ、制度的存続がはかられてきた。しかし、もはやこの時点では、藩財政再建の至上目的が優先され、入箇改めの制度は、行政機構改革の一環として否定されざるをえなかったのである。この要求を受けた藩の対応は、きわめて迅速であった。同月十九日には、はやくもこの件に関する触れが村々に出されており、「入ケ改御役人様御止メニ相成候ニ付、村々入ケ惣代役之義ハ、以来百姓惣代と相心得、相勤候様」命じられた^{上同}。ここに、入箇改役人とともに、入箇惣代も廃止されることとなった。

表90 高槻藩の借財（文久元年12月）

銀 高	摘 要	銀 高	摘 要
695 [★]	大坂両替商9人組合、万延元年借入	100 [★]	多次見慈右衛門借入
713	同上、嘉永5・6年借入、12カ年賦口	70	象牙屋次郎右衛門借入
192	同上、普請用	85	三市借入
92	同上、大札用	234	大野貢借入
243	同上、万延元年幕借入	100	平池与次兵衛借入
25	同上、江戸仕法借入	194	江戸冬木借入
300	同上、月用繰上分	20	島屋太右衛門借入
195	同上、文久元年春役用借入	17	米屋長兵衛手代口入借入
500	同上、文久元年幕借入	146	郷中銘々口入借入
51	平野屋五兵衛借入	94	菊田村口入借入
15	大庭屋治郎右衛門借入	48	町方口入借入
57	平野屋仁兵衛・吹田屋六三郎借入	69	萱莪堂借入
195	小松屋定右衛門・布屋忠兵衛借入	21	大塚村口入公銀借入
390	布屋忠兵衛借入	11	高屋小三郎借入
195	前田良蔵借入	7	講銀割渡残銀
62	伊丹三軒屋借入	56	講銀
78	天満屋与五郎借入	2	観音寺祠堂銀借入
180	天王寺屋清右衛門借入	254	郷中口入借入
70	同上、火消口	35	丹波組口入借入
272	中山借入	16	郷町千人講講銀
483	同上、年賦口	(7,007)	合 計
209	近江屋猶之助借入	7,034	
89	米屋喜八借入		「外ニ江戸御借財」
53	平野屋惣次郎借入	21,271 [■]	熊野三山・上野自証院そのほか借入
74	同上、年賦口	6,963	諸口借入
		19,148	郡代金借入

注)「江戸高槻惣御借財高槻」(池上家文書)により作成。

このとき、金方役人によって書き上げられた高槻藩の借財は、表九〇のとおりであった^{〔上同〕}。数字の不整合が若干みられるが、文久二（一八六二）年正月の金銀比価（金一両につき銀七一匁三分）^{〔近世大阪の物価と利子〕}で換銀化すると、国元および江戸表における借財総計は銀一万四一二貫目に達していたことになる。国元の借財のうちでは、米屋平右衛門・米屋喜兵衛・加島屋久右衛門・大庭屋治郎右衛門・辰見屋久左衛門・平野屋五兵衛・米屋長兵衛・平野屋仁兵衛・升屋平右衛門の九人からなる大坂両替商の組合の借入銀が合計二、九五五貫目となり、もっとも大きな比重を占めている。そのほかには、大坂両替商からの個別的な借入れをはじめとして、京都・富田・伊丹の商人・富農からの借入れ、さまざまな入銀、頼母子講銀など、可能なかぎりの手段を駆使して借財が累積されてきたことがうかがわれる。

当時の高槻藩の収納米は未詳であるが、「郡秘録」^{〔近世白〕}に記された慶安二（一六四九）年から天保八（一八三七）年までの一八九年間の収納米の平均二万一、三七五石を援用して、これに文久二年正月における米一石当たり銀一四一匁五分の堂島相場^{〔近世の物価と利子〕}を乗じると、年間の歳入は三、〇二四貫目となる。表九〇の借財総計は、この銀高のほぼ三・五倍に相当するものであっ



写183 堂島の米会所付近〔堂島川渡辺橋北詰東方・中央は毎日新聞社（手前が北）〕（大阪市北区・クラブ関西提供）

表91 「御講」の計算例

会	年 月	収 入			支 出			益 銀
		集 銀	利 息	計	酒飯料	花蘭・賭雑用	計	
1	文久2・6	3,553.20		3,553.20	629.10	546.70	1,175.80	2,377.40
2	12	〃	85.58	3,638.78	723.60	〃	1,270.30	2,368.48
3	3・6	〃	171.16	3,724.36	799.20	〃	1,345.90	2,378.46
4	12	〃	256.80	3,810.00	885.60	〃	1,432.30	2,377.70
5	元治元・6	〃	342.39	3,895.59	972.00	〃	1,518.70	2,376.89
6	12	〃	427.95	3,981.15	1,055.70	〃	1,602.40	2,378.75
7	慶応元・6	〃	513.58	4,066.78	1,142.10	〃	1,688.80	2,377.98
8	12	〃	599.18	4,152.38	1,228.50	〃	1,775.20	2,377.18
9	2・6	〃	684.76	4,237.96	1,312.20	〃	1,858.90	2,379.06
合 計		31,978.80	3,081.40	35,060.20	8,748.00	4,920.30	13,668.30	21,391.90

注)「御講目録見帳」(池上家文書)により作成。

た。これらの借財が仕法掛り惣代によってどのような形で整理されようとしたのかについては、史料制約から全貌を明らかにすることはできない。現在知られているところは、きわめて断片的ながら、勝手向き月賄銀の調達と、「御講」と称する頼母子講とが、さっそく文久二年から開始されたことに限定される〔池上家文書〕。

その頼母子講は、できるだけ短期間にかつ多額の益銀をあげるために、従来にならぬ広範な規模と巧妙な仕法のもとに組織された。すなわち、一株当たりの掛銀は一カ月三匁三分四厘と零細であったが、講会は六カ月ごとに開催された。そして、六カ月分の掛銀二〇目四厘のうち、半銀の一〇目二厘は掛戻し銀とみなされ、残る半銀の一〇目二厘に掛戻し銀の利息を加算した一三匁一分六厘が講会ごとの一株の掛銀であった。表九一は、二七〇株を一単位とした収支のモデル計算を表示したものである。講会ごとの集銀は、いま述べた一三匁一分六厘に二七〇株を乗じた三匁五五三匁二分であって、それから、酒飯料のほか、毎会三〇人に配分される花蘭や講運

営にかかる諸雑用を差し引いた残額が益銀となり、その益銀は月〇・六パーセントの利率で貸し付けられる計画であった。このようにして、慶応二（一八六六）年六月までの九会の講会において二一貫三九一匁九分の益銀が見込まれた^{〔上〕}。

領内六組全体の加入株数は明らかでないが、五箇庄組では四、九〇〇株、そのうち粟生村（現茨木市・箕面市）では一、〇八〇株の加入が確認される^{〔上〕}。それがある程度組ないし村の高に比例していたと仮定すると、六組全体では二万五、〇〇〇株前後の規模に達したと推定される。さらに、さきに紹介した計算例通りの益銀がもたらされるものとして算出すると、合計二、〇〇〇貫目程度の益銀が生みだされることとなる。それは、前掲表九〇における借財のほぼ五分の一に相当する銀高であった。以上述べたことは、いくつかの仮定に基づいているため、さほど確信的ではないが、この頼母子講が広範な農民負担を強いつつも、藩の借財の解消をはかる手段の一つとして重要な意義を有したことは肯定されるであろう。

徳川政権の崩壊はまもなくのことであったが、地域住民の多くにとり、それは結果としての歴史的事実でしかなかった。借財の累積により勝手向き賄いを農民の手に委ねるといふ実質上の財政破綻にもかかわらず、高槻藩の存在は、幕藩体制が存続するかぎり否定されることがなかった。この意味において、当時の政治支配体制の根強さと重圧が、ここに改めて注目されねばならないであろう。

第三節 明治維新と高槻藩

ペリー来航と 明治維新はわが国未曾有の大変革である。欧米資本主義列強の外圧のもと、幕藩体制は天皇維新の幕あけ 制へ、鎖国は開国へ、封建制は近代資本主義へと、社会のしくみが根底からつくりかえられた。しかも、それはわずか三〇年あまりで達成された。この短期間に、日本中の各地域から、さまざまな階層の社会勢力が、生き生きと歴史の舞台に登場し、去っていった。

高槻藩は明治維新を主体的にきりひらいた藩ではないし、藩主や家臣が華々しく活躍する場面もない。しかし京都と大坂の中間に位置する要衝にあって、複雑に転回する政治情勢と、「夜明け」を待望する民衆の胎動のただ中で迎えた、高槻藩なりの明治維新があった。

嘉永六（一八五三）年六月三日、ペリーの率いる四隻のアメリカ艦隊が浦賀に来航し、大統領フィルモアの国書をもって開国を要求してきた。武力行使を辞さぬというペリーの強硬姿勢に、幕府は周章狼狽した。ペリーの来航はあらかじめオランダを通じて知らされていた。にもかかわらず、「黒船」は太平の眠りをさまし、明治維新の幕あけを告げる、不吉な警鐘となったのである。

なんの方針もたなかった幕府は、ペリー退去後、諸大名・有司に大統領親書の訳文を示し、忌諱に触れても苦しくないとして、広く自由な意見を求めた。当時の高槻藩第一代藩主永井直輝も八月十三日上書を提出している。諸大名の提出した意見書は、そのときの藩主を中心とする藩指導層の見識をはかる一つの目

安となりうるものである。また高橋藩のそれは少々入手にくいものなので次にその要旨を紹介しておく。

まず、開国要求をこちら側が許容するかどうかによって相手がどう出てくるか、「異変」が起こるかどうかは計りがたいが、和親交易はこれまでもいくつかの外国から要求があり、そのつどあい成りがたい旨を論じてきたと聞いており、今度もまた許容しがたい旨を説得するのは不法なことではないとする。しかし同時に、異変に際していかに厳重な防備があったとしても、浦賀表は江戸に近い場所ゆえ、多人数を差し向けて一時に取り押えようとしたならば、かえって外国船が江戸へ直接乗り入れることも考えられるとして、憂慮を表明する。

ついで慎重に交易の可能性について言及している。今回厳しく拒絶して、いったん外国が承伏して帰ったとしても、再びやって来ないという保障はない。もしも浦賀表や尻島などに外国船が数日間滞船すれば、物資輸送や交通に差し支えが生じ、江戸に近いので騒擾の心配もある。外国の要求は通商にあるのだから、国産のうち、差し支えない品物に限りオランダ貿易の定例にしたがってやれば、国禁を犯すことにもならないのではないか。

そうしたいいくつかの問題点を考慮した上で、結論として、オランダ人に貿易を扱わせ、彼らの中継ぎによって外国と交易をし、そのかわり、以後は日本近海への外国船の乗入れを禁止する。そうすれば防備の手数も費用も大いに省ける。そしてその方式を以後すべての国に適用する。それに違反する場合は大筒



写184 ベリー
『画報日本近代の歴史』より）

をもって打ち払うべきであるとするのである。そして最後に、浦賀等要衝の地の防備を固めることを強調して結んでいる【大日本維新史料編纂所蔵】。

これは一般的な分類のしかたでは開国論に属する。しかし、正確には、従来の鎖国体制下で行われてきた、オランダを通しての長崎会所貿易の枠のうちにとどめようという消極的なものである。ただこの段階は単純な拒絶論や無定見といったものが多く、また、のちに幕府が採用しようとした方法に近いことなどを考えると、高槻藩の意見は、一定の見識を示したものであるとして評価しうるだろう。

翌年、幕府は再来したペリーとの間に、日米和親条約を締結し、開国への道を踏み出すが、幕府は、開国はあくまでも武備充実するまでの時間かせぎであるという建前を標榜したので、諸藩には攘夷実行のための武備充実（西洋流砲術の修業、大船建造の解禁、洋式反射炉の建設など）がくりかえし命令された。

高槻藩ではこれより先、嘉永三（一八五〇）年三月に「居屋鋪・中屋鋪・下屋鋪にて家来の者へ陣貝音入り稽古いたさせたく、苦しからざる儀に候や」と、幕府へ江戸藩邸における練兵の許可を願い出ており【大日本維新史料編纂所蔵】、同年十二月には幕府から異国船渡来にあたっての備えの



写185 異国船渡来につき防備通達（菊田家文書）

心得が達せられている〔文藝家〕。

嘉永六（一八五三）年、ペリー来航の後にはさっそく鉄砲の稽古が命じられる。八月二十九日、冠組の村々へ、「西洋流鉄砲、先日清水兵馬へ申達し候とおり、已来打場とり極め、定日を定め、郷箇の者、一日何人づつと割合、怠慢なく稽古いたすべき様仰せ付けられ候間、その組合もよりにて場所見定め、早々申し出らるべく候、もっともよろしく御田地潰し地にあいならざる様、なるべき丈け勘弁いたし、場所あい見定め申し出らるべく候」と達せられた。東天川村の官山ノ内に適当な場所をみつけ練習場をつくるため普請にとりかかり、九月九日には完成して練習場開きが行われた。九月二十三・四日には、清水兵馬や藩庁からの見分掛りも出席の上、西洋流砲術の稽古がはじめられ、二十五、六日には、鳥飼・高槻両組も場所をかりて稽古を実施している〔近世〕。

尊攘運動の高揚の中で、幕府や諸藩の軍制改革が進行する一方で、開国か鎖国かをめぐる国論は、幕府の独裁的政治の改革、天皇の政治化といった問題とからみ合いながら、政局を複雑にしていた。

安政五（一八五八）年六月、天皇の勅許を得られぬまま日米修好通商条約に調印した大老井伊直弼は、反対派公家・大名や尊攘派志士らに大弾圧を加え（安政の大獄）、幕権を回復したが、万延元（一八六〇）年三月三日、



写186 ワーグマン「東禅寺浪士乱入図」
〔はるぶ教育体系・日本の歴史より〕

白昼水戸浪士らに暗殺された。三月十二日、高槻藩は篠山・淀・膳所藩とともに京都四口の警備を命じられた〔「孝明天皇」「紀第三」〕。桜田門外の変は、幕府の権威失墜を示すものとして京都の地にも大きな衝撃をもって伝えられたのである。

井伊の無勅許開港により、安政六（一八五九）年には貿易が開始され、日本はいやおうなく世界資本主義の一環にくみこまれていく。早くも貿易の影響があらわれ、国民の経済生活を破壊した。尊攘運動はますます過激化し、万延元（一八六〇）年から文久二（一八六二）年にかけて、アメリカの通訳ヒュースケンの暗殺や、水戸浪士十数名によるイギリス公使館東禅寺襲撃事件などの外国人殺傷事件が頻発した。こうした情勢の中で、文久元（一八六一）年二月二十日には、高槻藩と加納藩とが、麻布善福寺の米国仮公使館の警衛を命じられている。それまで警衛にあたっていた高崎藩（番主大河内輝聲、八万二千石）が東禅寺へまわされた代わりである。

このように高槻藩は、畿内の要地に配置された譜代大名、幕府の忠実な臣下として、幕末の困難な政局の中で、ことあるごとに幕府から動員され、確実に職務を遂行することが期待されてくる。

文久二（一八六二）年四月、高槻藩は、「非常之節人数差出され候手続き」を触れ出して、いつでも有事の際に必要な人数を出せる体制を整えようとしている。

京都から非常事態の連絡をうけて、警衛人数を出すにあたって、二重太鼓を打ち回ったら支度をして登城し、出張を命じられたら桜之馬場へ回り大目付の指示をまつこと。町人足は会所岩神西の方へ詰め、郷人足は萱蔵村へ集まること。固場所へ着いたら高声・高笑、無用の雑談、酒宴などをしてはならないこと。も

しも戦争に及ぶような場合は、次のような合図を心得ておくこと。すなわち老番員で食事、二番員で身支度、三番員で出発、進むときは太鼓、押しとどまる時は鉦、引揚げの時は貝を吹くこと等々を全藩に達した

〔菊田家文書〕

藩が全体として尊攘運動の取り締まりにかり出されることの多かった文久の頃、高槻藩自体との関係はわからぬが、個人として尊攘派の弾圧に活躍した藩士もいた。

文久三（一八六三）年一月十三日朝、江戸櫻田の新シ橋畔に高槻藩士宇野八郎（東樓）の死体が棄てられていた。死体は年のころ三〇あまりで、腰より下を俵に包み、荒縄でしばり、拾礼には次のように書かれていた。

「この者儀東樓と號し、年来志之徒と交り、事夷探索いたし、姦吏共に内通せしめ、数多誠忠の士を書ひたる段、議許反覆天地容るべからざるの大罪、これに依り斯くのごとく天誅を加える者也、

〔官武通記一〕

宇野は幕府奥祐筆某の依頼を受け、坂下余党と称して自ら尊攘激派の中に潜入し、幕府に情報を通していたスパイであった。大橋訥菴（坂下門外の変の主謀者）の逮捕も宇野の密告による



写187 宇野八郎暗殺の現場地図
〔大日本維新史料稿本〕東大史料編纂所所蔵

らしい。

犯人は長州藩尊攘派であった。ちょうど品川御殿山の英国公使館の焼討ちを行った直後の頃であろう。高杉晋作らは前述の理由で宇野を許しがたいとし、抹殺することに決め、白井小助がうまく言いくるめて宇野を有備館へ連れてきた。高杉と白井が応対し、四方山話をするうちに、高杉が自分の刀を出して、最近こういう刀を買ったがひとつ鑑定を願いたいとのむと、宇野はしばらく眺めて、いかにも結構な刀だと言う。そうすると高杉が今度は宇野の刀が見たいというので、宇野がさし出すと、その刀を抜いて切先を宇野の胸元に向け熟視する風をして不意に突き刺し、白井がその後でとどめを刺した（伊藤博文が殺したという説もある）。死骸は藁に包んで伊藤ら三、四人がかついで屋敷の門を出てしばらくいったところであつたという【伊藤公實録】。ともあれ高槻藩士の個人名が幕末史に登場した珍しい例である。

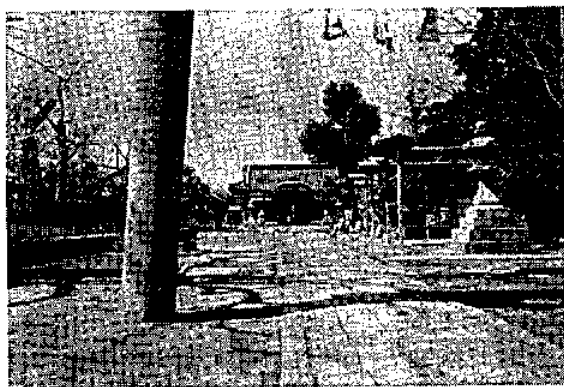
文久二年から三年にかけて尊攘派の勢力は絶頂期をむかえ、京都を制圧していた。彼らは「天誅」と称するテロ行為と脅迫によって、完全に朝議を拘束し、攘夷の勅諭を引き出した。

幕府はやむなく攘夷勅旨受諾を決し、文久三年三月四日には、一四代將軍家茂が上洛した。家光以来二百数十年ぶりのことである。三月七日、家茂の参内の際には一一代藩主直輝も在京の諸大名とともに随従している。またこの間、諸大名には京都の口々の守衛が命じられ、高槻藩は枚方辺の警備にあたつた。孝明天皇の攘夷祈願のための賀茂社行幸などを終え、四月二十一日、家茂は摂海防備巡見のため京都をたち、大坂城へ入った。將軍の下坂の頃をさかいに、大坂周辺も將軍はじめ幕府の重職や軍隊の常駐により、いよいよ幕末の政争にまきこまれ、目まぐるしさを加えていくようである。

文久三（一八六三）年八月十八日、京都を席捲していた尊攘派も薩摩・会津藩ら公武合体派のクーデターによって、一瞬にして天下を失った。三条実美ら尊攘派の公卿は京都を追われ、長州へおちのびた（七卿落ち）。十九日未明、洛東の妙法院を出発した一行は、日暮れ過ぎ、雨の中を芥川駅に着いた。七卿らは芥川駅の本陣榎屋に宿し、随従の二千余名の長州藩兵も旅籠屋その他に分宿したため芥川駅は大変な混雑であったという。明くる二十日、一行は兵庫へ出発した【高槻町】。

翌元治元年七月、再起をはかる長州藩が大挙上洛し、禁門の変で大敗し、官門をおかした罪を問われ、第一次長州征伐が開始される。長州藩の謝罪により征長軍は撤兵されるが、無条件恭順に反対する高杉晋作らの挙兵によって再び藩権力は奪還され、長州藩は討幕勢力として台頭してくる。そして幕府は再度これを屈服させるため、第二次長州征伐を発令した。

富田村の 一四代將軍家茂は、慶応元（一八六五）年閏五月、助郷騒動 第二次長州征伐の全軍指揮のために、大坂城に入り、諸藩も続々と大坂に集結をはじめた。こうした將軍をはじめとする諸軍の大坂進駐にともない、軍用物資の運搬や人馬の往来が激しくなり、東海道や西国街道ぞいの諸宿駅では繼立て人馬の負担にたえきれず、周辺の村々は臨時の加助郷・増助郷を命じ



写188 三輪神社（市内富田町四丁目）

られ、大いにその負担に苦しむことになる。領内鳥飼組・高槻組・冠組・上郷組のうち梶原村などは、従来、御用御役舟の綱引き人足をしてきたが、元治元年には、「近年御用繁のところ、昨今年御上洛につき、なおまた人足多分仰せ付けられ、川縁村々だけにてはとても勤まりかね」と歎願しており〔近世〕^{三三八三}、支配階級の対立抗争の中へ、幕末とりわけ將軍上洛の頃から、民衆が大きな負担と苦勞をとまなかつつまきこまれていたことを示している。また軍需物資の買占めは、日を追って天井しらずの物価上昇をもたらし、民衆の生活は困窮の度を増大していた。

そうした状況の中で、慶応二（一八六六）年二月十一日から、富田村で山城国淀宿の助郷をめぐる村方騒動が発生した。事件の発端は、助郷の付添人が多額の金銭を取り込んだことで、村中の「小前之もの」大勢が三輪神社境内に結集した。そして人数がそろった上で、跡坂町庄兵衛・西富田町久左衛門・横町吉兵衛・同町喜助といった村役人たちをつれ出し、厳しく追求をはじめたが、そこへ年寄茂右衛門・次右衛門・次助がかかけつけ、自分たちに任せると一統の者を社前へ引き取らせた。

集会は十一日の深夜から十二日の夜明けに及び、あらたに賦課される伏見宿助郷の負担問題も加わった。農民はその負担を持高にに応じてかける高割りを要求しており、また彼らが「何分村方かつは高持衆を相手どり候ようの事」といっているように、運動の中心は土地をあまりもたない貧農層にあったと思われる。

十二日には、幕府領であった同村を預かっている高槻藩の役人が直々に出張し、要求があれば検討するゆえ申し出よとして農民たちをいったん散会させた。また取調べの上、年寄の喜助・百姓惣代吉兵衛・同久左衛門・跡坂町庄兵衛（以上、前述の四名）と青山領年寄が、「村預け」・「他参留」の処分を受けている。しか

翌十三日午前八時頃から、また農民が村の会所におしかけ、取り込み金の返却などを要求し、村役人に厳しく回答をせまった。

こうした農民側の強硬な要求に対して解決の方途を失った町々惣代は、同村の豪農清水市郎右衛門に、藩と農民の間に立って仲介してくれるよう依頼した。清水は家康以来の名家で村の有力者であったところから、農民の要求を藩へとりつぐことになった。

二十二日、高槻藩役所は、富田村の町々惣代六人を呼び出して解決をはかった。藩が提案した条件は、助郷弁当代が従来二〇〇文だったところを三〇〇文増やして五〇〇文にするというもので、当初の農民側が提出した要求についてはいっさい回答なし、ただし特別の寛典をもって主謀者は処分しないといったものだった。農民側はこれに対して七〇〇〇八〇〇文を主張したが、実現せず右の案を了解した。またその後助郷とその他の村方費用は前年の実績を調査の上、高割り四〇パーセント、家別六〇パーセントの割合で負担することになった。

最初の要求からみると農民側の主張が後退を余儀なくされているが、三月十一日に一件が落着いた時には、さらに村役人の付添いでは疑惑が生じるので、町々惣代の中から、北と南で各一名ずつを立てて財政の監視をすること、村民の経済力を調査し、その上で借家人には一部生活補給の「助成」を行い、後家層には家割りの負担を免除するなどの諸成果が勝ちとられた。



写189 徳川慶喜（「別冊歴史読本・幕末維新動乱の群像」より）

この慶応二年は、一揆・打ちこわしの件数において江戸時代最高の高揚を示した年である。長州征伐を強行する幕藩権力に対し、民衆は「世直し」一揆や打ちこわし等種々の形態で対抗し、幕藩体制の屋台骨を揺がし、幕末も最終段階を迎えるのである。

大政奉還から 大政奉還から王政復古・鳥羽伏見の戦をへて、徳川氏の恭順に至る時期は、日本の統治権王政復古へ 者が江戸幕府から朝廷にかわった、大きな転換期である。その政権移動は、幕府と朝廷のそれぞれを中心とする二つの陣営の武力衝突によって達成された。その際に、朝廷側につくか、幕府側につくかという選択は、すべての藩にとってきわめて重大な問題であった。高槻藩はこの重大な局面をどう乗り越えたであろうか。

慶応三年十月十四日、一五代將軍慶喜は大政奉還を行い、翌十五日、朝廷から許可された。幕府が朝廷から「委任」されている統治権を、形式的に朝廷へ返上したのである。幕府の実力の衰微を自覚した慶喜は、隨長ら討幕派から討幕の口実を奪って、彼らとの武力衝突を回避し、公議政体の枠内で自己の指導的地位の確保を意図していた。そこで大政奉還後の政局は、まず当面諸大名が上京のうえ諸侯会議を開催し、その上で新しい政治体制をつくるのが期待されていた。しかし諸藩の動向は全く逆で、王政復古までに上京した諸侯はわずか一七名、他は上京延期や朝召辞退を願ひ出るものが続出し、全体として多くの藩が大勢観望の状態であった。そして譜代大名などの佐幕藩は、大政奉還後の政局に強い不信を表明していたのである。

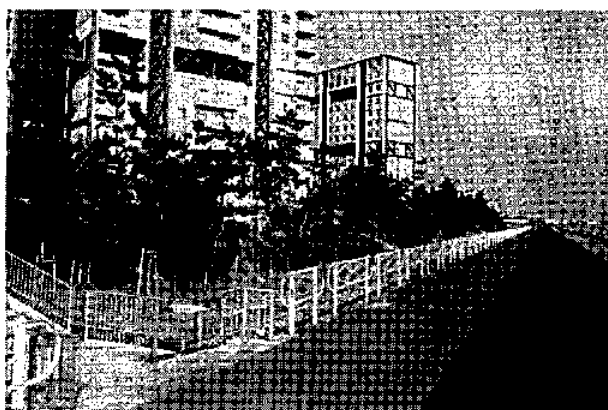
高槻藩一三代藩主永井直諒はその当時江戸にある。十一月十七日、在府中の雁之間詰大名二四名は連署で幕府へ上申をするが、直諒もそこに名を連ねている。

「不肖の微臣ども、朝微を蒙り御用之筋計りがたく候えども、元来當席の儀は、格別の御寵遇をもって數百年來御恩澤を蒙り候段、骨髓に通徹まかりあり、進退存亡君命に隨うの外、更に他念ござなく候、ついでには今日に相及び君命をまたず、直に朝旋を奉り候儀は過等の至り、誠に恐れいり奉り候、只々君臣の大義を失わず、報恩盡忠の旨趣相立ち候様つかまつりたく、一同奮發まかりあり候（以下略）」
 〔復古〕

つまり朝廷の召集を辞退し、あくまでも幕府の命令に従うことを誓い合っているのである。

ただ直諒が上申に述べられたような確固たる立場にたちきれていたかどうかは問題が残る。それは、十月二十九日、直諒が幕府からしばらく上京の停止を命じられた^{〔維新史料綱要〕}ことと関係がある。理由は不明だが、直諒がこの重大な時期にあたって京都へ帰るといふ意志をもち、幕府がおさえていたと思われるからである（その後の彼の行動をみると一層明らかになるであろう）。

十月十四日、大政奉還とちようど同じ日、封幕の「密勅」が下った。小松・大久保・西郷・広沢・品川ら在京の薩長両藩士は「密勅」をたずさえて帰藩し、京坂への出兵を促すことになった。まず薩摩藩は島津茂久の率いる三千の軍隊が、十一月二十三日入京し、相国寺に屯営した。いっぽう長州藩も十一月二



写190 今は埋め立てられ高層住宅化した打出浜（芦屋市若葉町）

十五日、毛利内匠率いる軍隊千二百名が三田尻を出帆し、二十九日には摂州打出浜（芦屋市）に上陸した。十二月一日には西宮に陣をうつし、本宮を六湛寺に、奇兵隊を海清寺にという具合に諸隊ごとに分宿し、京坂をまちかにのぞんでいた。時あたかも近畿や東海地方では伊勢神宮などのおれが降り、ええじゃないかの乱舞がまき起っていた。前年来の物価高に苦しむ民衆は「長州がのぼった、物が安くなる、ええじゃないか」と歌い踊ったという。

高槻藩は、長州軍が西国街道を京都へ向かう気配を察し、探索方を発して動静をさぐらせた。十二月五日、長州軍が城下付近を通過する際には、それぞれ合図におうじてめいめいの持場を固めるよう家中一同に伝達された。ついで七日には家中全員総登城が命じられ、大書院において家老から嚴重な警備が言い渡された。火急の節は早太鼓を合図に配置につくこと、各自の着具は甲冑でも小具足でも便利のよいものを着用すること、ただし服には「柿八分筋」の印をどこにでもよいからつけること、それから夜間の合言葉等も決められた。また家臣はすべて東大手・北門・南門・西門・乾矢倉・東矢倉・辰巳矢倉・本丸・二の丸・廊部・冠木門・町口のいずれかに持場をきめられた。

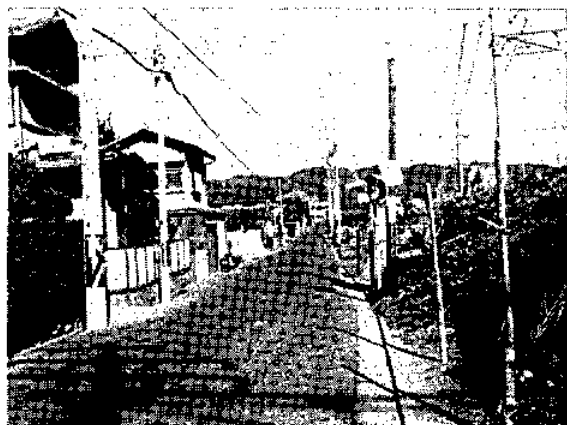
長州藩の西宮進駐の知らせを聞いた京都では、禁門の変の二の舞となることを恐れ、なるべく長州を刺激しないよう努めた。六日から朝議が開かれ、八日には、長州藩父子の赦免（官位復旧）・入京許可、文久二年以来勅勘をこうむっている公家の赦免、三条実美以下七卿の赦免・入京許可などが決定された。

七日、長州藩は軍使を沿道の諸藩・関門につかわして、入京の意志を告げた。八日には全軍が西宮を出発した。八日、京都から薩摩の大山巖と西郷従道が来訪し、京都の近況を知らせた。九日、高槻藩では早朝四

時頃、西宮の長州兵出発のニュースが入り、藩士はいったん城内桜の馬場御用屋敷に集結した。全員に酒が配られ、緊迫した空気がみなぎった。約三時間のち家老から再び報告があり、長州軍が城下の北を通り、梶原村にあった伊勢藤堂藩の関門も無事通過したことが知らされた。実は、九日にも芥川宿に至った際、前日につづいて長州軍は薩使二名から西郷の手紙を入手し、すでに入京許可のことを知っていた。ところが藤堂藩はそれを知らず、通行を阻止しようとしたため兵火を交える寸前であったが、急遽長州入京の勅許が到着し、事なきを得たわけである。

夕方六時頃、警備にあたっていた高槻藩兵は桜の馬場の両側に整列、安堵の胸をなでおろしながら挨拶をかわして解散した。しかしこの九日、京都では王政復古のクーデターが断行され、歴史は大きく転回するのである〔近世口二〇、「防長」
〔回天史〕第五編下〕。

新政府の成 十二月九日、薩摩藩ら五藩の兵力に守られた御立と高槻藩 所内で王政復古のクーデターが断行された。王政を復活し、摂関・幕府を廃し、あらたに総裁・議定・参与の三職をおくことを宣言した。すなわち天皇政府の成立である。そしてその夜、小御所会議が開かれ、慶喜に辞官・納地を求めることが決定された。しかしこれは慶喜にとっては、とうてい



写191 西国街道（市内神内一丁目付近）

受け入れることのできないことであった。旧幕府側の激昂は頂点に達したが、慶喜は二条城を出ていった大坂へ下った。

新政府の出現によって、以後、正式な命令は朝廷側からのものということになる。しかし幕府が廃止されたといっても、それは形式上のことであり、徳川氏という実体は以前となんら変わりなく残っており、諸藩との君臣関係も変わらず存続している。ゆえに高槻藩にも旧幕府と新政府、二つの主人から命令が下ることになる。

まず江戸にある藩主直諒の方には、十二月十八日、他の大名とともに江戸市中の巡視が命じられている。

市中強盗暴行致し候に付、めいめい屋敷もより七八町を持場にあい立て、昼夜巡邏候より致さるべく候。廻り場あい定め候上は、その段御目付へあい届けらるべく候。もつとも非常の節は、かねてあい達し候場所へ人数集合し候より致さるべく候。〔徳川実紀五〕

時あたかも薩摩藩が、相楽総三ら浪士を手先に旧幕府への挑発行動を展開していた。彼らの活動は、討幕の「密勅」降下後まもなくはじまり、関東各地で暴動を起こすばかりでなく、薩摩藩邸を本拠に江戸でも治安の擾乱をはかっていた。ねらいは幕府を挑発して先に手を下させ、開戦を促進し討幕の口実をつくることであった。直諒はそれへの対策にかり出されたのである。しかし幕府はまんまと挑発にのって、ついに十二月二十五日未明、薩摩藩邸の焼討ちを決行するのである。

いっぽう京都の新政府参与役所からは、十二月二十一日に留守居が呼び出されて、二十八・二十九日泉涌寺で催される孝明天皇一周忌法会の警衛ならびに京都火役が命じられた。ついで二十三日には火元見役も合

わせて命じられる。いずれも藩主直諒が江戸に居るので「取敢えずお請け申上げ奉り候」として、家来鈴木治三郎の名で請書を出している。

孝明天皇一周忌の方は、家老以下九二名を派遣し、三十日に任務完遂の上引き払った旨を報告している。また同日、家来吉田恒左衛門の名をもって、以後消防の役に服することを稟請し、職務内容について参与役所へ伺いを立てている。

一、萬一出火の節、消防いたし候は、その段參與御役所、ならびに市中御取締役所へお届け申し候てよろしくござ候哉、但し、出役先より水の手の騎馬、鞋のままあい勤め候ことゆえ、御役所の口より申し上げ置き、引き取り候てよろしくござ候哉、

一、宮様方、堂上方様へ、自然御行達の節、成るべき丈け下馬つかまり候心得にござ候えども、時宜に寄り、片寄り控え居り御通行あい済ませ、往來つかまり候てよろしくござ候哉、

但し、御場所柄火勢の模様により候ては、人数繰出し候節は、下馬つかまつらず、片脇乗通り候ても苦しからず候哉、一、御所四町四方の出火と見受け候は、太鼓・半鐘打ち交え、人数繰出し候てよろしくござ候哉、

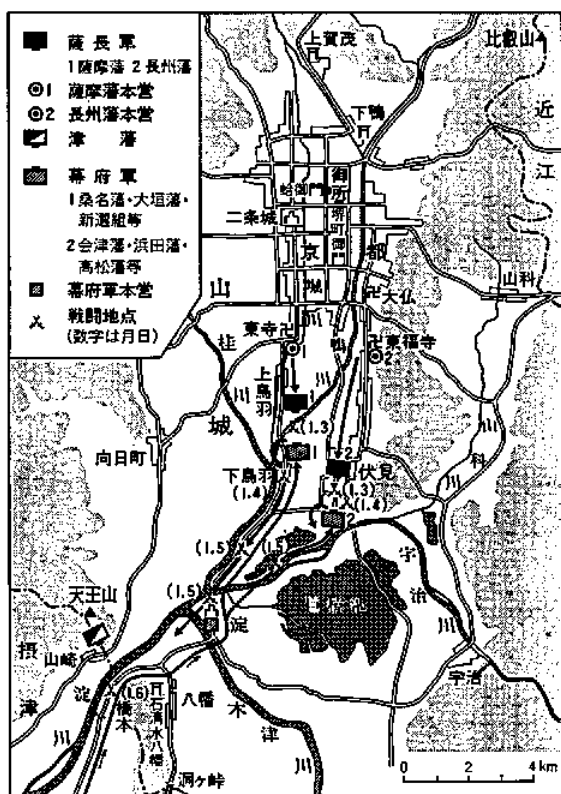
但し、當屋敷四町四方も打ち交え、人数繰出し候ても苦しからずござ候哉、

一、洛外の出火は一番手だけ差出し、二番は洛中境に控え居り候心得にござ候、しかし火勢の模様により、二番手も洛外へ繰出し、消防つかまつらせ候儀もこれ有るべく候、

一、傾城町、非人小屋、穢多村の儀は、人数かかりもうさず、その口々に控え居り、自然外々へ火移り候模様にはは踏み消しもうすべく候、

但し、四條河原芝居、川中の茶屋など、前同断あい心得、もし町家へも火移りもうすべき様子に候はば、これまた踏み消しもうすべくござ候【復古記】。

て一月二日、大坂に集結した旧幕府および諸藩軍一万五千はいっせいに京都進撃を開始した。迎え撃つ新政府軍は薩長ら四、五〇〇。三日夕刻、鳥羽・伏見の関門を突破して入京しようとする旧幕府軍と、それを阻止せんとする新政府軍の間に戦端は開かれた。翌四日も鳥羽伏見街道を進撃した旧幕府軍は、薩長軍の優勢な銃砲と巧妙な作戦の前に敗北は決定的となった。五日、退却する旧幕府軍はたのみとした淀藩に裏切られ



注)「日本歴史大辞典」別巻所収図などによる。

図27 鳥羽伏見戦争の展開

これに対しほぼ何いの通りとの回答が来ている。以上のようにこの時期は、旧幕府・新政府の双方と関係をもたざるを得ない過渡期なのである。いったん大坂城へ下った慶喜は、慶応四年元旦、「討薩の表」を起草し、王政復古以来の事態はすべて薩摩藩奸臣の陰謀より出たところゆえ誅戮を加えろと宣言した。そし

薩長軍が淀城に入る。六日になると、旧幕府軍は淀川対岸の八幡を保つことも困難となり、大坂へ敗走した。六日夜、自軍の総崩れを知った慶喜はこっそり大坂を脱出し海路江戸へ逃げ帰った。これが徳川三百年の天下をわずか三日で失わせたという、鳥羽伏見の戦である。

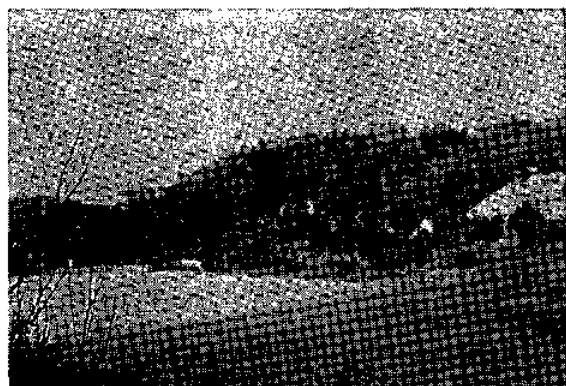
高槻藩は、慶応三年二月十六日以来、鴨方藩（岡山藩の支藩で藩主は池田政詮、二万五千石）に代わって、山城国洞ヶ峠の警守を任されていた。そして常時七〇名程度の藩兵を出していた。ただこの高槻藩兵が、鳥羽伏見の戦において旧幕府軍の兵力の一部として配置され、即戦力と期待されていたわけではない。旧幕府軍の作成した軍配書にはそういった記述は何もない。しかし形の上では幕府から任命された洞ヶ峠警守であり、おそらく退却してゆく旧幕府軍の様子がありありと見えていたにちがいないが、味方の劣勢を尻目に高槻藩は新政府軍とは一戦も交えなかった。旧幕府軍総崩れの六日、参与役所から達しがあり、「当今容易ならざる形勢に付ては、西宮より山崎関門迄の間わけて枢要の地につき、よろしく本城堅固に守備し、王事に勤勞し候よう御沙汰候事」〔永井直諒家記「軍大史料編」（幕府所蔵）「永井家文書」〕としてきた。いわば新政府への服従を明確な形で求めてきたのである。そして翌七日、それをうけて高槻藩は、「洞ヶ峠辺、大坂方人数（旧幕府軍のこと）戦争の後のこらず引き払い候より承知つかまつり候につき同所固め人数引揚げ自國の守衛嚴重に手当てつかまつりたく」として、洞ヶ峠からの撤退を願ひ出、同夜許可されている。あたかも以前から朝廷側であったような言いぶんに着目したい。

だがいっそう注目すべき事実がある。それは藩主直諒が前年十二月二十二日に江戸を出発し、鳥羽伏見の戦という決定的な時点にどちらの陣営にも加担しない旅の途中にいたという事実である。彼がなぜ江戸から

京都へこのとき移ったか、理由は明らかではないが、結果としては幸いであった。直諒は二十六日に東海道藤沢で消防役のことを知り、その後風邪にかかったが無理をおして京都への旅程を急いだという。そして京都に到着したのが一月八日である。

直諒と在国の重臣たちの間にどれほどの連絡があったかは知るよしもない。しかし、そこには藩の指導層の冷たい計算があったことは疑いない。筒井順慶ならぬ維新版「洞ヶ峠」ということも可能であろう。そして大勢観望の日和見主義を見事に貫いた典型的な事例となろう。一方で洞ヶ峠に藩兵を派遣し、その同じときに、京都市内では消防役が三日申の下刻（午後五時）、伏見表の火事を発見し報告しているのかもしれない【永井直】
【歴家記】。政局がどちら側に転んでもいいように、双方に対してわたりをつけておく万全の策、それは卑劣かもしれないが、多くの藩がいわば生き残るためにとった苦肉の策だったのである。

明治新政府 新政府は一月七日、慶喜追討令を発し、さらに佐幕藩主、幕臣ら二六人の官位を奪い、またのもつで 旧幕領のすべてを朝廷領とする旨を布告した。二月には最高軍司令部として大総督府を設置し、諸道から東征軍が江戸に進撃し、四月十一日には江戸城が新政府の手に落ちた。



写192 洞ヶ峠（枚方市長尾峠町・八幡市境界付近）

この間高槻藩では、正月十九日辨事役所へ幕領の預り所三万二千石について、このたび御料所となったが、従来通り高槻藩で預かってよいかという伺いを出し、これまで通りとの確認をしている。〔水井直昭家記原稿。大史料館蔵所蔵〕
正月二十五日、島下郡の村々には徳川支配中に掛けられた制札の撤去が触れ出されている。〔池上家文書〕

ついで二月五日に、内国掛りから留守居の呼び出しがあり、永井直諒と柳澤保申（郡山藩主）に対して、山城国の公領の取締りが命じられた。山城国は代官小堀数馬・小堀右膳・多羅尾主税・角倉伊織の支配地であったが、朝廷領となり、最近民心が方向を失い、苦情を訴え出るものも多く、さしあたり民心を静め、年貢米の滞りなきよう取りはからえということであった。〔水井直昭家記原稿。大史料館蔵所蔵〕
そして四月十八日には大坂裁判所から、高槻・尼崎・三田・狭山・岸和田・伯太・龍野・赤穂の八藩に、摂・河・泉・播四州の公邑管理が命じられている。〔維新史料綱要〕

消防役もひきつづき担当しているが、二月九日、万一出火の際、諸大名の消防人と混乱しないように、目じるしとして菊の御紋の幟三本と、夜間用の菊の御印の高張提燈を許可されたい、そうすれば威光も立ち、消防もゆきとどくに相違ないと願い出たが、許可されなかった。三月二十七日には改めて、膳所・篠山・亀山藩とともに京都の消防役を命じられた。〔水井直昭家記原稿。大史料館蔵所蔵〕

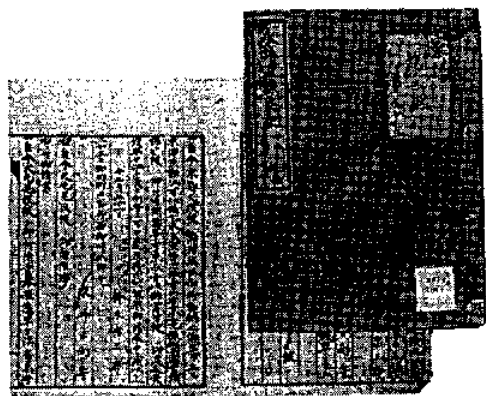
三月二十一日から閏四月八日までの間、天皇の大坂行幸が行われた。政府の指導者大久保利通はもともと大坂遷都を主張していた。数百年来の因習を打破し、天皇と国民のつながりを強め、そして外国との交渉を盛んにして富国強兵を実現する新しい国の首都として、大坂が適当であるとされた。しかし反対論が多くなあげにされ、ともかくも実現したのがこの行幸であった。高槻藩は行幸にあたって、通り道となる河州牧

方駅付近の警衛を願ひ出ている【永井直諒家記】。

閏四月二十一日には、五ヶ条の誓文を官制に具体化した政体書が發布され、公議世論の尊重、形式的には三権分立や議事制度を採用することなどがうたわれ、議事所などが設置された（高槻藩からはそこに貢士として中村徳五郎が派遣されている）。こうした中央政府での改革を諸藩でもまねて行うことが達せられ、十月二十八日には藩治職制が制定され、鋭意藩政改革が実施されていく（次章参照）。

新政府の成立による急激な政治的变化もさることながら、明治初年の高槻にとって忘れられないできごととは洪水であろう。とくに明治元年は最大級の洪水が何度か起った。この五月は雨が降り続き、十一日頃から強雨となり淀川筋は常水位よりも一丈四尺（約四・二メートル）あまり増水し、各地で堤防が決壊した。十四日には城内へ水が押し入り、侍屋敷はことごとく浸水し、流家・潰家、水底となった田畑などは数知れなかった。政府への報告では淀川堤の決壊は三〇カ所あまり、浸水した田畑は二万五千石相当であった。一カ月以上たった六月十九日になっても、田野はもちろん城下回りの低地は今もって水がひかないと報告している。

しかも、その傷の癒える間もなく、七月十八日頃から風雨が烈しくなり、翌十九日にはまた一丈三尺余の



写193 永井直諒家記（東大史料編纂所蔵）

洪水となり、修復した堤防がまた切れ、田畑や城内も水没したのである。さらに八月二日にも洪水の記録がある〔永井直〕。そのために九月八日には水没した田畑について当年の年貢免除が触れ出されている〔文書〕。高槻藩にとってこれらの洪水が藩財政の危機に一層の拍車をかけたことはいうまでもない。民衆の困窮はもはや想像を絶する。

九月八日、改元されて明治元年となり一世一元制となる。九月から十二月の東京行幸に引き続き、明治二年にも行幸が行われる。二月十九日には諸藩に留守中の京都警守が命じられ、高槻藩も精兵五〇名を出した〔太政官〕。その隊長が高階民太郎（春帆）であった。〔近世〕、三月二十八日に東京に着いた天皇はそのまま東京城にうつり、東京遷都が完了した。

明治二年一月二十日、薩長土肥四藩主が連名で版籍奉還の上表文を提出すると、諸藩もおくれをとるまいとして次々と同じ行動をとった。四藩主のそれは六月十七日に聴許され、高槻藩主永井直諒は六月二十日に許され〔太政官〕、以後は藩知事すなわち政府の任命した一地方官となる。六月二十五日にはあらたに数カ条の「諸務変革」が命じられ、翌三年九月には「藩制」が布告され、藩政改革は藩の自主性を大幅に制限し、藩体制の解体を大きく促進する方向で行われていった。

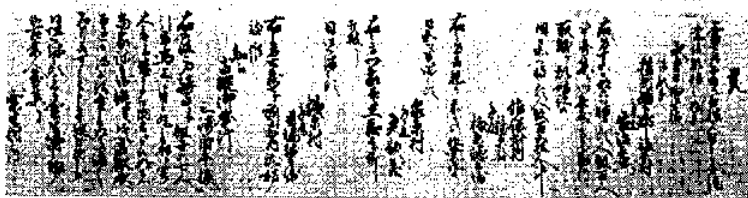
島下郡一八カ 明治二（一八六九）年は、百姓一揆の発生件数が慶応二年を上回り、ピークに達した年で村の打ちこわし がある。また、明治初年の一揆は、そのほとんどが年貢負担軽減の要求にとどまらず、名主・庄屋ら村役人の不正を追求し、辞職や後任の公選制を求めたり、名主元帳や旧証文類の取上げや焼却による土地所有の再配分をめざすなど、「世直し」への指向性を強くもっていた。村役人の交代ではなく、県

知事に対して蜂起し辞職させた高度なたたかひもあった。それは旧支配者にかわつた新政府に「御一新」を期待して得られなかった民衆の不満の爆発であつた。

この世直し一揆の高揚する中で、明治二年七月、高槻藩領の島下郡一八カ村（これらの村々は現在、茨木市域になっている）で大規模な打ちこわしが発生し、約一、五〇〇名が参加、庄屋宅八軒が襲撃をうけた【肥後藩国】。

一揆は七月十四日にはじまり、十五日明け方六時頃、一〇〇名ほどが集まり福井村庄屋室治左衛門宅を打ちこわし、八時頃には人数が一五〇名ほどになって佐保の梅原谷の庄屋梅原徳兵衛宅が、九時頃には泉原村庄屋奥勘蔵の土蔵一カ所、一〇時には銭原村庄屋周幡弥兵衛の土蔵七カ所と家屋が打ちこわされた。そこへ高槻藩の奉行三嶋周平が六・七名の部下を引きつれ、馬上から日之丸の扇を開き、大声で鎮まるよう命じ、弥兵衛なるものを縄付にして連れ帰り、一揆もひとまずおさまったように見えた。が、同じ一〇時頃、粟生郷の者二〇〇名が寄り集まり、粟生村の内岩坂村の池上政五郎の土蔵二カ所を打ち破り、翌十六日午後一時頃には外院村の上田治兵衛宅、夕方六時には中村の辻儀兵衛、川井村の綿屋儀兵衛宅が打ちこわされた。再び藩の役人の二番手が出張し、主謀者を召し捕え、書物・帳面など残りなく取り集めひきとっていった【古畑家文書】。

以上が一八カ村打ちこわしの経過であるが、高槻領の一百姓の話として伝えられ



写194 島下郡18カ村打ちこわし一件覚書（古畑家文書）

る風説書は、一層深刻な事態を伝えている。それによると、七月十日頃から、盆前いっぱい高槻領一円は不穏な状態が続いた。そして明治二年の全国的な一揆の高揚の中で、高槻地方の一揆にまさる一揆はおそくないだろうといわれていた。それは、元来高槻領は狭小なゆえに一時動揺してもすぐに静まるのが当然であるにもかかわらず、今度の一揆は二・三日では済まなかったからである。百姓たちには、家老くらいが出てきても受けあわず、殿様が出てくるまで必死で戦うという最初からの申し合わせがあったという。また村々から百姓を動員するにも、庄屋と親類の者などが反対すればたちまちその家を潰しかけるので、やむをえず一人の反対もなく、三、二〇〇人ほどが参加したというのである。打ちこわしも徹底したものである。ある庄屋宅の場合、家の者がみんな逃げた後、土蔵から衣類など一品も残さずズンズンに引き裂き、米・麦・大豆などは俵の口を切って井戸やドブに投げ入れ、四方所の井戸を穀物で埋めた。正金は石臼に投げ入れて鉄の棒などで潰し、金札は残らず庖丁できざみ、便所へ投げこみ糞と混ぜるなど、どんなに手間がかかっても、何ひとつとして役に立たないようにした。

前述のような固い決意であったから、郡奉行くらいが派遣されてもどうにもならず、一揆勢が城下へ向かうような模様になってはじめて、やむをえず家老が殿様名代として出役し、百姓に対して、「申し條は至極もつともであり、いちいち道理である。よって今日、一揆をやめてくれたら褒美をとらせる」と言ったところ、ようやく静まったという。本来ならば、多くの百姓が入牢しているべきところ褒美の褒応があつていまだ何の御沙汰もないのである。

〔明治己巳京橋風聞〕
〔大日本維新史料稿本〕

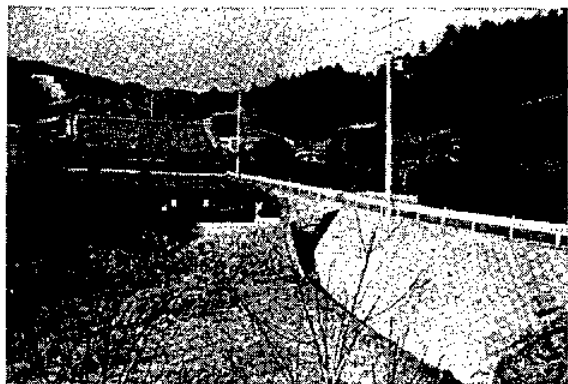
同じ七月、鳥飼下之村の百姓が庄屋の不法を訴えた口上書が残っている。それには昨年からの洪水によつ

て百姓が難渋しているのを尻目に、庄屋余三郎が不正を働いたことが述べられており、村役人の交替を要求している〔文書〕。おそらく一八カ村の打ちこわしの衝撃が高槻藩領全体に「世直し」の状況をつくり出していたと思われる。そして、このような農民の動きに対して、藩庁がもはや有効に対処し得なかったという事実は、藩権力の明らかな衰微を物語っているのである。

藩体制 一揆や打ちこわしに対する藩権力の無力化は、廃藩の終焉 藩を必然化させた大きな理由の一つである。それとともに重要なのが、藩の財政的破綻という問題である。

高槻藩では幕末以来、財政困難により何度か質素節約が命じられているし、明治二、三年の頃と思われる、十二月十五日付服部徳の書状にも藩の会計局の逼迫がリアルに伝えられている。藩政改革によって万事簡易を旨に弊風を一掃してきたが、それでも年を越すのがむずかしいほど、会計局が逼迫しているとして、東京の藩邸にも、万事節儉し旧例旧習を省くこと、町人や小者に払っていた給料を減らすこと、青山の下屋敷には後家たちが住んでいたがこれも扶持方を減らすことなどによって会計局を救うことが達せられている〔文書〕。

一般的に諸藩の財政難は、戊辰戦争にまきこまれて戦費が多くかかったためだといわれるが、高槻藩の場合



写195 泉原旧村（茨木市泉原）

合は、明治元年の大洪水が、大きな原因になっているようである。

明治四（一八七二）年二月二十九日、高槻藩知事永井直諒は、家禄の三分の一を公庁費にあてることを願ひ出ている。明治二年六月の版籍奉還の際、藩高の一〇分の一を知事の家禄とすることが決められたが、その後、藩財政の困難のため、知事家禄の一部転用を願ひ出た藩が多数あった。直諒の上表には、「当藩の儀は、従来疲弊しかのみならず辰年以来非常の水災にて連歳の凶作、藩債山積に及び日夜惴々苦心痛慮の至に耐えず」として、洪水の被害を最大の理由にあげている『太政官』。

それでは高槻藩にはどれだけの藩債があつたのだろうか。まず、弘化元々慶応三年の維新以前の債務額が三万九、〇一七円、明治元々四年の債務額は一三万八、四五一円で、それぞれ二二パーセント、七八パーセントを占めており、債務額の合計は、一七万七、四七〇円である『藩債帳簿明治前期財政経済史料集成第9巻』。高槻藩の貢租収納高は一七万七、四四〇石だから、貢租収納高一〇〇石あたりの債務額は一、〇一七円となる。この数字を諸藩と比較してみると、全国二七七藩の平均は三七九円であり、また新立藩・減高藩等を除いた二二〇藩のうち、千円以上の藩は三五藩である『丹羽邦男「明治維新の土地変革」』。つまり高槻藩は財政的にみて、最も破綻の進行した藩の一つにかざえられるということである。

明治四年七月十四日、薩長土一万の親兵の軍事力を背景に、廃藩置県が断行された。版籍奉還のときと違い、天皇からの一方的な命令として行われたが、諸藩の抵抗は全くなかった。旧藩主・家臣の身分は保障され、家禄も藩債もみんな政府が肩がわりしてくれるのだから、反対する理由は何もない。むしろ廃藩は解体の途をたどっていた藩体制の必然的な帰結であつた。かくして近世権力としての高槻藩は終焉した。